
令和3年 第12回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和3年6月15日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和3年6月15日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に対して御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから令和3年第12回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 中央公民館の利活用と大規模改修について（関連として；校区センターの利活用）
2. 災害対策基本法改正に伴う避難情報の見直しについて

○議員（4番 野瀬 繁隆） 大変申し訳ありません、マスクを外させていただきます。

改めまして、おはようございます。4番、野瀬繁隆でございます。

ただいま議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。

緊急事態宣言が延長されておりますが、一方でワクチン接種も進んできております。しかしながら、まだまだ感染予防対策には日々御苦労が続くと思っております。1日でも早い収束を願うものでございます。

そういった状況の中で、大変恐縮ではございますけれども、私は2問質問をさせていただきます。

まず1問目、中央公民館の利用、活用と大規模改修についてでございます。

本件につきましては、去る3月29日の全員協議会において、その改修概要等の説明を受けましたので、改めて以下の点についてお伺いをいたします。

大刀洗町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき大規模改修が予定されている中央公民館は、1977年、昭和52年の建設となっておりますので、築43年が経過していることとなります。そして、建設以来、中央公民館として地域活動及び各種事業の開催など、その役割

を果たしてきたものと考えています。

しかしながら、近年では、社会における人間関係の希薄化や、また高齢化、核家族化の傾向が進み、独り暮らしの高齢者や青少年を取り巻く問題など、数多くの地域的課題に直面している状況にあるというふうに考えております。

そこで、改めて社会教育法における公民館に関する主な規定を見てみますと、法の20条の目的に、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」というふうに書いてあります。

さらに、法22条には、公民館の事業として6項目ほど上げられております。最初が、定期講座を開設すること。そして2番目に、討論会、講習会、講演会等々を開催すること。そして、図書、記録、資料等を備え、その利用を図ること。4つ目に、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。5つ目が、各種の団体、機関等の連絡を図ること。そして最後に、その他施設を住民の集会その他公共的利用に供することが上げられております。

そこで、まず中央公民館の利用及び活動についてですが、1点目、昨年度の中央公民館の利用・活動状況及び近年の動向はどうなっているのかを。

2点目、中央公民館、いわゆる生涯学習が抱える現状の課題と今後の対応方針について、どうお考えになっているのか、この2点について、まずお伺いをします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたします。

まず1点目の、最初の昨年度の利用・活動状況及び近年の動向はの質問でございますが、昨年度の利用についてですが、教室、サークルの利用が延べ4,310人、一般の利用者が延べ1,490人、会議等公務での利用が延べ4,657人となっております、合計1万457人の利用がっております。

しかしながら、近年においては、教室や講座、サークル活動に参加する方の固定化や高齢化が大変目立っております、大きな課題というふうに思っております。

次に、中央公民館が抱える課題と今後の対応方針はということですが、中央公民館が抱える課題と対応方針ですけれども、1番は施設設備の老朽化、今回お願いしております。次に、利用者である教室、講座、サークルや団体の固定化、高齢化、先ほど申し上げたとおりに高齢化等が上げられます。

施設設備につきましては、令和4年度に大規模改修を計画しております。また、利用者については、中央公民館が計画する各種講座や教室については、幅広い年齢層の方が参加できる内容のものや新規の講座の教室を行うなど、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

す。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今現状、延べ人数で答えられましたので、どうなのかなというのがよく分かりませんで、申し訳ありません。

ただ、今教育長答弁なさいましたように、第5次の基本計画の中で現状の課題とかいうのが述べられております。そこでは、今まさにおっしゃるように、既存団体及び会員の減少として、各種生涯学習講座の受講者の固定化、あるいは高齢化が進み、人数も減少しておりますというふうに書かれております。今触れられたとおりでと思います。

それから、社会教育施設の老朽化、あるいはバリアフリー化への対応というのが課題となっているということ。それと、イベント参加者の減少。今もお答えになりましたが、そういうことが基本計画の中にもきちっと書かれておりますので、多分そういう変化が出てきているのかなと思います。

今後の対応として、既存団体の支援及び新規団体を新たに創出していくんだというようなこと、それから当然施設の改修を行うし、各種イベントの活性化を行っていくというようなことが書かれておりますので、今の答弁の中にもありましたように、今後の課題への対応と見たとこで、あと具体的な施策が出てくるんだろうというふうに理解をさせていただきます。

それと、これは後でまた結構でございますけど、今から求められる公民館の将来像といいますかね、公民館像というのはどういうものかというのが明らかにしておかないと、なかなか改修するにしても、古いから改修しますということではちょっと違うのかなという感じがしますので、また2問目以降でそこら辺は触れさせていただきたいと思います。

今回の大規模改修に当たって、もう一つ考慮しておく必要があると、そういう要因として、各校区に設置されている校区センターの活動があります。

平成22年、間違っているかも分かりませんが、平成22年には、役場のたしか課長職の職員さんだったと思うんですけど、役場の職員を配置して、地域コミュニティ活動の推進への取組を始め、まちづくり、高齢者福祉などに多様な行政部局が関係施策を展開しておられます。生涯学習の中核を担う公民館を取り巻く環境も、今大きく変化してきているのではないかなというふうに考えます。

公民館と校区センターは、設置主体、それから運営主体等は教育委員会と首長部局といった違いはあるものの、共通した事業内容が多く、今後はネットワーク型行政として、社会教育行政を再構築する必要があるのではないかなというようなことも言われております。

そこで、公民館、いわゆる教育委員会と校区センターについてでございますが、これからの公

民館が担う役割及びその在り方についての考え方はどうでしょうか。

2点目、これからの校区センターが担う役割及びその在り方についての考え方はいかがでしょうか。

それから、3点目でございますが、公民館と校区センターの連携・協働についての考えは、どうお考えになっているのかをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の中央公民館の利活用と大規模改修について答弁をいたします。

中央公民館と校区センターについての質問でございます。まず、2点目から答弁をさせていただきます。

今後の校区センターが担う役割と在り方についてですが、平成18年3月策定の大刀洗町行政改革大綱では、住民の参画と協働のまちづくりの推進を2つある基本方針の一つに掲げ、「厳しい社会経済情勢の中、限られた財源と職員で、これまでのように行政サービスを行政だけで行うことは非常に厳しい状況になっています。これからは、住民、地域、行政がそれぞれの役割を分担し、一体となり、安心・安全で魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。このため、町は積極的に情報の提供や説明責任を果たすとともに、住民にも自分たちでできることは住民自らが進んでやるという行政依存体質からの転換意識を持ってもらうなど住民の参画を進め、住民、地域、行政がそれぞれの役割に応じた協働のまちづくりを推進していきます」とうたっています。

また、現在のような地域づくりの取組を開始した、安丸前町長の2期目に向けてのマニフェストでは、この点を次のように位置づけています。

現在、日本の総人口が減少し、国の財政赤字も拡大を続ける中、国や県、町の力だけではできないことに限りがあります。自らの地域は自らが守り育てていく必要があります。自分が大切にしてきたもの、地域が大事にしてきたもの、それは自然、伝統、食文化、歴史、記憶、家族、友人、隣人、一人一人違う形かもしれませんが、大切なもの、大事なものを守り育てていくためには、住民の皆様一人一人の力が必要です。今こそ、皆様一人一人の出番です。

また、住民の皆様一人一人に帰ってくる場所、自分が自分でいられる場所、自分の居場所と思える場所がどこかにあるということはとても大切なことです。全ての人に居場所と出番を見いだせるよう、住民の皆様一人一人がまちづくり、地域づくりの当事者となり、地域の絆やつながりを深めていけば、きっとすばらしい大刀洗町になると思います。そのため、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

これまで、このような認識の下、大刀洗町では町政の3本柱の一つとして地域づくりに取り組

んできたところであり、校区センターは、まさに住民の参画と協働のまちづくりを推進していく上で各校区の地域づくりの拠点施設であり、生涯学習や福祉、環境、まちづくりなど様々な分野で、地域での交流や地域課題の解決に向けた中心的な施設としての役割を期待しているところがございます。

1点目、3点目の中央公民館が担う役割と在り方と、中央公民館と校区センターの利用・活動における連携・協働については、教育長から答弁をいただきます。

○議長（安丸眞一郎） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたします。

2点目の中の最初の御質問ですけれども、今後の中央公民館が担う役割と在り方ということでございますけれども、先ほど議員のほうからおっしゃいましたように、法20条に書いてあるとおりでありまして、基本的には、教育、学術、文化、そういったものを担っているということでありまして、住民の教養、健康、情操の純化、生活文化の振興等に寄与するというふうに思っております。

今後におきましても、町民の主体的な学習活動を推進するために、学習の場を提供していきたいというふうに思っておりますが、最初に質問されましたときに、私も全く同意いたします。今後は、恐らく共通した事業内容も相当ありますし、首長部局と教育委員会部局がばらばらにやる時代ではない、地域づくりにどれだけ関与していくかということが大きな問題になってくるだろうというふうに思います。

また、社会教育主事から社会教育士という制度も設けられておりまして、これは、社会教育士として地域づくりにいかに関与するかということが役目の一つとしてうたわれているわけで、これからこの件については推進していかなくてはならないと思っておりますので、今それぞれにやられていることをもう一度加味しながら、次の時代へ、地域づくり、まちづくり、健康づくりといったようなことと、住民の皆様方の教養の向上、健康の増進等にどう寄与するかということは、役場の中ですので、話し合っただ協議していかなくてはならないと思っております。

3点目の御質問とほぼかぶったところですが、校区センターの利用・活動及び連携・協働についてでありますけれども、なかなか現在のところ、そう多くは進んでおりません。1つか、2つぐらいは校区センターで行っているという状況でありますけれども、今後とも、方向性を、新しい時代の地域づくりなり、健康づくりなり、まちづくりなり、あるいは住民の福祉の向上なりを腰を据えて考えなきゃならん時期に来ているというふうには思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問があればどうぞ。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今答弁いただきました。まさに文科省ですかね、社会教育課みたい

なところがある。あそこの統計表なんか見てみますと、いわゆる公民館の数が全国的にも減少しているんですね。それは、統廃合されたりということだろうと思いますし、共通して言えることは、大刀洗もそうですけど、建物がどこでも古くなっているというのがあります。

ですから、公民館の数がずっと減ってきているということと、地区センターみたいなところとの連携・協働を図りながら、公民館の規模を縮小したりということもあるのかも分かりませんが、その連携はうまくやっていくというのが今後の課題。先ほどちょっと言いました、ネットワーク型社会教育というのはそういうことだろうと思うんです。だから、そういうことをしっかりと答弁いただきましたので、行政部局、教育委員会と協働して、いろんな事業もやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、本題に入りますけど、今回の中央公民館改修計画の内容についてお伺いをいたします。

冒頭に申しました総合管理計画とか、個別施設計画の中では、中央公民館の改修方針としては、長寿命化改修というふうに位置づけられております。それはどういうことかといいますと、ちょっと中身を見てみますと、機能向上として、コンクリートの中性化対策ですとか、鉄筋の腐食対策、それとか耐久性に優れた仕上げ材への取替えとか、多様な学習内容、学習形態への対応などが上げられております。

そこでお伺いをいたしますが、今回の大規模改修計画の内容について、床面積、それから建物構造等の強化、それからバリアフリー化、それと避難所としての機能アップといいますか、機能強化といいますか、それから研修室等のグレードアップ等について、計画はどのようにお考えになっているのかというのが1点目です。

2点目でございますけども、地域住民の交流・憩いの場として、玄関、ロビー、談話室などは、気軽に集い、語らうことができる開放的な空間整備が必要というように私は思いますので、その対応についてどう考えられているのかをお伺いをします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

改修につきましては、課長のほうから答弁していただきます。どうぞ。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1点目の床面積、建物の構造等強化、バリアフリー化、避難所としての機能アップ、研修室等のグレードアップ等についての御質問でございます。

まず床面積でございます。建物自体につきましては、基本的に触らないということですけども、可能な部分については増床を考えたいと思っております。若干の増床ということを考えております。

それと、建物の構造強化についてでございます。建物の構造強化につきましては、平成24年、耐震診断を行っておるところでございます。耐震診断の結果は、耐震補修、強化等の必要ないということですので、屋根防水、外壁塗装、そういった基本的なもの以外については行わないというふうに考えておるところでございます。

また、バリアフリーについては、これはもう全室行うことにしておるところでございます。

それと、避難所としての機能アップについてでございますけれども、こちらにつきましては、多目トイレの設置、それとエレベーターの設置、シャワー室の設置、それと、避難所として開設された場合の備蓄倉庫の設置を考えておるところでございます。それと、研修室等については、現在使用頻度が少ない和室等を床等の変更、また、フローリング等に変更することによって、使いやすい形態に考えておるところでございます。

それと、2点目でございます。地域の住民の交流・憩いの場として、玄関、ロビー、談話室など、気軽に集い、語らうことができる開放的な空間整備が必要ではないかという御質問でございます。

まず空間整備についてでございますけれども、ロビーにつきましてはフリースペースというふうに考えておるところでございます。また、限られた空間ではございますけれども、ほかの研修室、そういったものにつきましても、誰でもが気軽に利用がしやすいような工夫をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 分かりました。これからまたいろいろと設計業者といたしますかね、そういうところとの打合せがあるんだろうと思います。今回質問してお願いしたかったのは、いわゆる古くなったからリニューアルしますよということについて、きちっとした、そういう公民館の将来の在り方とか、どういうことが求められているのかとかいうことをしっかり考えた上で、そのコンセプトをしっかり持って対応していただきたいというお願いがあったもんですから、そこを質問させていただきました。

それと、あわせて、先日、町民の方から「今度、あんた、中央公民館の質問するげなな」という話がありまして、いろいろ話をしておりました。ちょうどそのとき、省エネとか、自然エネルギーの活用ということで、環境に優しいような施策は何かないのかということをお聞きしました。

それで、具体的に何ですかということをお聞きしたら、屋根工事とかいろいろ扱うならば、太陽光のソーラーを上に乗せられんかと。そうすれば、公民館自体の電力は賄えるし、それ以上のことが賄えるのかも分かりませんが、詳しくないから申し訳ないんですが、そういう工夫もし

てみたらどうかとかいう意見をいただきました。

私も、せっかく扱うなら、まさにそうだなという感じ、全く同感でございますし、いろんなことを、これから先のことを考えて、1つのそういうチャンスでもありますので、幅広く考えていただけたらというお願いをしたいと思います。

最後になりますけど、今回の中央公民館の大規模改修に当たって、各種団体とか、町民の方々の意見も取り入れながら取り組んでいく必要が私はあると思いますので、何か御所見でもあれば、一言お願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えいたします。

大変貴重な御意見ありがとうございます。これから先、実施設計に移ってまいりますけれども、その際に、そういった環境に配慮できる設備が可能であるかないかということも探りながら考えいきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 次に、2問目に入らせていただきます。

災害対策基本法の改正に伴う避難情報の見直しについてであります。

例年と同様に、今年は梅雨入りがちょっと早かったということがあって、非常にまた心配な時期になってきております。

いわゆる災害時に市区町村が発令する避難勧告を廃止して、避難指示に一本化する改正災害対策基本法が5月の20日から施行されております。この改正法は、これまでの避難情報の分かりにくさを解消し、住民の逃げ遅れを減らす狙いがあるというふうに言われております。

したがって、警戒レベル3では、避難準備、高齢者等避難開始から高齢者等避難へと変えられております。

また、警戒レベル4では、避難勧告、いわゆる避難を始めるタイミングで発令をされておりました避難勧告、それから重ねて避難を促す意味で避難指示へと、段階がちょっと上がっているようなことになっておりましたが、それを警戒レベル4では、避難指示に一本化をするということで、その点で分かりやすくなったのかということだと思います。

そして、警戒レベル5では、災害情報から緊急安全確保、いわゆる災害が発生または切迫した場合に発令をされるというような状況、そういう内容の見直しになっております。

そこでお尋ねをいたしますが、大刀洗町では平成29年から4年連続で浸水被害が発生をしております。避難情報の発令について、平成29年から令和2年度まで、1点目が、警戒レベル3での避難準備、高齢者等避難開始の発令回数はどういうふうになっているのか。

それと、2点目でございますけれども、警戒レベル4での避難勧告の発令回数及び避難指示の発令回数及び発令地域は、主なところでも結構ですが、どういうふうになっているのか、実情をお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、災害対策基本法改正に伴う避難情報の見直しについて答弁をいたします。避難情報の発令についての質問でございます。

まず、避難準備・高齢者等避難開始の発令回数についてですが、避難情報が令和元年に変更されていますので、それ以前の避難準備情報も合わせますと、平成29年度から昨年度まで、6回の災害に関連して延べ7回発令をいたしております。

次に、避難勧告の発令回数及び発令地域についてですが、5回の災害に関連して延べ12回発令しており、発令地域は、床島、西原、鳥飼、高食、菅野、栄田、稲数、守部、下高橋、今、鶴木、上高橋、中川の13行政区となっています。

次に、避難指示の発令回数及び発令地域についてですが、2回の災害で発令をしており、発令地域は、小石原川左岸地区の床島、西原、鳥飼、高食、菅野、栄田、稲数の7行政区となっております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 大体こういう回数かなと、私もっと多いのかなと思っていましたけど、こういう回数になるのかなとは思っています。

それと、今地域を聞いていますと、ほとんどが大堰と大刀洗川の沿線沿いといいですかね、ある程度、こんなに4年も続いていますので、避難とかいうのは、情報を一方通行じゃなくて、自分たちが取りに行くというのも大事なことだと思いますので、これを聞きまして次につなげたいと思います。

ただ、個人的な意見で申し訳ないんですが、レベル3において、高齢者等避難と併せて発令されよった避難準備という言葉が消えているんですよね。いきなり警戒レベル4で避難指示が出て、全員避難してくださいと。避難完了ですよというような内容になっているみたいです。

ですから、今からの話でしょうけど、情報伝達されるときに、レベル3のときに、一般の方とか、もう避難準備をしてくださいということを今までどおりされたほうが分かりやすいのかなと思います。いきなり避難指示ですよと言われても、「ええっ」とこう言わないかんかも分かりませんので、伝え方だと思いますし、今度は屋外型スピーカーを整備するということでもありますので、そのときの放送の内容とかもきめ細かに恐らくできると思いますので、私自身は避難準備してくださいということは、どこかで言ったほうがいいのかという感じがしておりますので、情報の内容を再検討お願いしたいと思います。

次に、今回の改正内容を住民の方々へ周知、あるいは浸透する必要があると思います。改正された避難情報の周知について、地域住民の方々への周知とか、浸透をどのように行うのか。

2点目でございますけれども、昨年9月配付のハザードマップの中にも、この警戒レベルに応じての避難の情報がありますが、それを修正、何かぺたっと貼り付けるような修正等への対応とか、どういうふうを考えてあるのかというのを伺います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 見直しされた避難情報の周知についての御質問でございます。

まず、地域住民への周知については、隣組回覧や広報たちあらいの6月号をはじめ、町のホームページ、テレビでのdボタン広報誌、緊急告知防災ラジオの試験放送で周知をしてきたところでございます。

また、今後とも自主防災組織の訓練や公民館講座、各種団体の研修会など、機会を捉え出前講座を行うなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年9月に作成、配付されたハザードマップの修正等の対応についてですが、現在のところ、今回の避難情報の見直しに伴いまして、新たにハザードマップを作成し、配付することは考えておりませんが、今後、ハザードマップを新たに作成する際には、最新の情報に修正し、住民の皆様へ配付したいと考えています。

いずれにしましても、今後とも地域での防災訓練や防災講座などの機会を捉え、今回の避難情報の見直しについても周知、浸透を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 多分区長さん、小石原川左岸の区長さんたちを集めて説明会等があります。区長さんたちと話すときに、その説明は分かりましたと。これをどういうふうに自主防災とか、あるいは本当に危険な区域の方々へ説明しようかなという話をされているんですね。

だから、ちょっと集めて、そこに、防災専門管とかおられるので呼ばれて、説明をやったらと。そうすれば、ハザードマップも持ってきてくださいと言わんと、どこに置いとるか分からんという人がいっぱいなんですよ。

だから、年に1回する必要はないかも知れませんが、ハザードマップもちゃんと手元に置いて、避難の用具といえますか、そういう物と一緒にしとけば、どこに置いとるか分からんとかんばいという話をよくするんですけど、そういうことがあるから、説明会を区長さんたちと、あるいは自主防災会と、私は菅野ですけど、菅野はきちっとした自主防災計画をつくっております。連絡網もつくっておりますから、そういうところを通じて、ちょっと集まっただけであれば、今度赤で示された特別な区域等を集めてやろうやと、そういうことができると思いますので。

今の答弁で、そういうのを含めて積極的にやりますということでございますので、ぜひ何かそういうところをまたお手伝いをお願いできたらというふうに思います。よろしく願いしておきます。

次に、改正災害対策基本法の第60条1項では、法改正前では、市町村長は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、指示できるというふうになっておりましたが、改正後は、よく似ているからあれですが、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者というのが追加されております。これ何回読んでも分からんとですけど、避難のため立ち退き指示をすることができるというふうに改正をされております。

そこでお尋ねをいたしますが、まず1点目、避難情報の発令地域について、1点目が、避難が必要と認める地域とは、行政区が1つの単位として基本的には考えてあるのかということ。

2点目は、先ほどもちょっと申し上げましたが、法改正において「必要と認める居住者等」のみに対して避難指示等の発令ができるというふうになってございますけれども、どういう場合が想定されるのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 避難情報の発令地域についての御質問でございます。

まず、避難が必要と認める地域とは、行政区が単位となるのかについてですが、例えば水害では、大刀洗町の場合、土砂災害警戒区域がないことから、浸水想定区域が避難が必要と認める地域となります。この際、同一行政区内でも浸水想定地域に含まれる地域と含まれない地域が混在することも考えられますが、大刀洗町では行政区単位で避難情報を発令しているところでございます。

次に、法改正において「必要と認める居住者等」のみに対して避難指示等の発令ができることとなっているが、どういう場合が想定されるのかについてですが、これまで一定の地域を面として避難指示を発令してきましたが、今回の法改正では、マンションなどの上層階の居住者等に対しては立ち退き避難は求めず、低層階の居住者や平家の居住者など、立ち退き避難をしないと命の危険が脅かされるおそれのある、必要と認める居住者等のみ立ち退き避難を求める避難指示等を発令することとなりました。

しかしながら、町が全ての住民の居住地の地形や住宅構造などを把握した上で、避難すべき人だけに避難指示等を発令することは実務上は困難であり、大刀洗町では従来どおり、対象地域に避難指示等を発令し、居住者の皆さん自らの判断で分散避難等を考えて避難していただくことになると考えております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 多分そういうことかなと思うんですね。例えば例を出して申し訳

ないんですけど、富多に避難指示を出されて、スカイラークの例えば4階とか、5階におられる方は垂直避難できるわけですから、その方には別に、本当は指示出さなくてもいいんですけど、その方を特定して、あなたたちはいいですよというほうはなかなか出しにくいから、こういう規定が変えられたにしろ、今までの出し方と地域は変わりませんよということでお考えだということによろしいでしょうかね。分かりました。

近年の気象状況を考えますと、同じ地域でも年に複数回のレベル4相当の気象状況の避難というのが発令されることが想定されます。毎回災害の発生に結びつくとは限りませんが、それに慣れることで、狼少年みたいになってはいけません。ただ、空振りしても私は構わないと思っていますので、早め早めの対応をお願いしたいと思います。

最後に、こういう場で申し訳ないんですが、平成30年の7月に落橋しました菅野橋の激甚災害復旧工事が、6月末には完了見込みだというような報告を受けました。限られた期間内で、国とか、あるいは県等々との調整など大変御苦労されたと思います。特に余り経験のない建設課の職員の方々、大変本当御苦労だったというふうに思います。

災害は、こういうふうに長期にわたって日常生活に多大な影響を及ぼすことを、改めて私も実感をしたところがございます。今後とも地域と一体となって、防災とか、減災に取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、菅野橋の完成についてお礼を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） これで野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、3番、平田康雄議員、発言席からお願いします。平田康雄議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 防犯灯などのLED化について

2. 農業の振興について

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号8番、平田康雄です。マスクを外して質問させていただきます。

私は、防犯灯などのLED化及び農業の振興の2件について質問します。

まず最初に、防犯灯などのLED化について質問します。

町内にはかなり数の防犯灯がありますし、体育館や運動公園などには多くの照明器具が設置されています。これらの照明器具を管理するには電気代が必要だし、電球交換のための費用も必要ですけども、LED化することで経費が削減できるのではないのでしょうか。

一方、国際条約である水俣条約により、2020年12月31日で水銀ランプの製造、輸入は禁止されましたので、在庫がなくなれば水銀灯の使用はできなくなります。そういう点を踏まえ、

町内におけるLED化の推進状況や今後の町の対応方針についてお尋ねしたいと思います。小項目ごとに質問します。

まず防犯灯についてですが、本町では住民や子供たちの安全・安心のため、集落内や主要な道路沿い、あるいは通学路などに多くの防犯灯が設置されています。防犯灯には蛍光灯や水銀灯、あるいはLEDが使用されているようです。電球の交換は、電球が切れたとき一つ一つ交換されるようですが、そのたびにかなりの費用がかかるのではないかと思います。

防犯灯の修繕費として、当初予算には40万円が計上されています。また、電球の種類によって電気の使用量が異なるようです。その点、LEDを使用すると、電気代がかなり安くなるのではないかと思います。防犯灯の電気代は、防犯推進費の中の需用費として、年間177万6,000円が当初予算に計上されています。

LEDは高価なので、初期投資は高くなると思いますが、電気代が安いので、長期的に見れば管理費用は軽減できるのではないのでしょうか。この際、思い切って全て防犯灯をLED化したらいいのではないかと思います。特に水銀灯は製造、輸入が禁止されていますので、早めに交換すべきじゃないのでしょうか。

そこで、町長に質問します。まず、防犯灯の管理状況とLED化に関する町の考え方についてですが、1つは、防犯灯の電球の交換者、交換方法、交換に要する費用。2つ目は、町内の防犯灯の数とLED化率。3つ目は、LED化の推進状況と今後の対応方針。

以上3点を基に、町の考え方を御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の防犯灯などのLED化について答弁をいたします。

防犯灯の管理状況やLED化に係る町の考え方についての質問でございます。

まず、電球の交換者、交換方法、交換に要する費用についてですが、防犯灯には、先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、通学路や道路沿いに設置した町が維持管理する防犯灯と集落内に設置した行政区が維持管理する防犯灯の2種類があり、蛍光灯や水銀灯は電球を交換し、本体とLEDが一体化されているLED防犯灯は本体一式の交換となります。

町の場合、交換は町内の電気業者に委託しており、費用はLED防犯灯の修理等の取替えて1基当たり2万円前後となっています。

次に、防犯灯の数とLED化率についてですが、町が維持管理する防犯灯は812基あり、うちLED防犯灯は779基、LED化率は95.9%となっております。

次に、LED化率の推進状況と今後の対応方針についてですが、大刀洗町では防犯灯を新設する場合は、費用や消費電力等を考慮し、LED防犯灯の設置を推進しているところであり、今後

とも町の防犯灯設置規則に定める基準に基づき、行政区からの設置要望を踏まえ、LED防犯灯の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） LED化率95.9%、すごいですね。ちょっと驚きました。

まず1つ目ですけども、町が防犯灯で使用している電球の種類、価格を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

町が設置しているLEDの防犯灯でございますけども、LEDの防犯灯には多種多様の防犯灯がございます。町が設置している分は、1基1万円前後の防犯灯を設置をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 次、電気料ですけど、電球の種類ごとに電気料が異なるというふう聞いております。蛍光灯とか、水銀灯とか、いろいろありますけども、1か月にどの程度費用がかかるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 1か月当たりの防犯灯の電気代でございますけども、まずLED防犯灯であれば、サイズ、消費ワット若干違うんですけども、150円から200円ぐらいがLED防犯灯の1か月当たりの電気料です。

それと、20ワットの蛍光灯につきましては280円、水銀灯につきましては570円ぐらいの1か月当たりの電気料となっております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） LEDが150円から200円ですかね。そういったのに比べても、水銀灯というのは結構、570円というのは高いんですね。防犯灯の電気代というのは、防犯推進費の需用費として年間177万6,000円というのが当初に計上されてはいますが、実際はどれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町が所有管理しております防犯灯、先ほど申しあげましたように812基の1年間の電気代につきましては、170万円前後が大体毎年かかっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そのLEDに交換する場合は、費用は2万円程度ということでした

けども、これは、電球が切れるたびに、LEDの場合はなかなか電球は、10年ぐらいもつというふうに聞いていまして、電球が切れるたびに交換するよりも、ある程度まとめて、一緒にぼんと交換したほうが安くなると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） LEDの防犯灯の交換でございますけども、電柱等に高さ約4メートルのところに設置をされておりますので、交換となると高所作業車等が必要になってきます。

そこで、町としては、防犯灯が切れているとか、ついていないという連絡を受けて、本来ならばすぐ換えるべきでありますけども、町のほうとしては、ある程度、数台、数基になったところで、まとめて発注しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほどLED化率が95.9%で、あと僅か15%残っているんですけども、今残っている水銀灯とか、蛍光灯でしょうけども、そういったやつを現時点で全てLEDに換えた場合、どの程度の費用がかかるものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町が維持管理しております防犯灯につきましては、95%がLED街灯でございますけども、残り5%、約三十数基が蛍光灯であったり、水銀灯であったりしております。それを全てLED防犯灯に換えるとなると、撤去費用、もしくは処分費等、あと九州電力への街灯の変更届等も含めまして、約150万ほどかかると思われまます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 三十数基換えるのに150万というのは、すごい金ですね。経費がかかると思います。町が管理している防犯灯については分かりました。

先ほど町が管理する防犯灯と区が管理する防犯灯があるということで、多分集落内の防犯灯というのが行政区が管理されているのかなと思います。三十数基換えるのに150万ということは、行政区が管理している防犯灯、これはどうなっているんですかね。集落の防犯灯というのは、ほとんど行政区が使用されているし、管理されているし、LEDは余り入っていないと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 行政区内についている防犯灯につきましては、行政区のほうで管理をしていただいているという現状です。管理につきましては、話を聞く限りにおいては、区長さんが直接街灯、蛍光灯、電球等を交換されたり、もしくは消えた場合に自分たちでできない場合には、電気業者に委託して交換されてあるというお話を聞いております。詳しくは町のほうでは把

握はしていない状況です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 詳しく把握されてないということは、集落内の防犯灯の数とか、LED化率、こういったのは分からないわけですね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） そうですね、区長さん要望で町が新設、新しく設置する場合には、区長さん要望を受けて、町のほうで費用の80%、地元負担20%ということで新設はいたしますけども、新設後の維持管理、電球の交換とか、電気代とか、それにつきましては各行政区のほうで負担をいただいている状況でございますので、その後の経緯とか、そこら辺は町のほうとしては把握はしておりません。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町のほうの防犯灯は非常にLED化率が高いけども、区のほうは分からないと。当初は80%、町のほうで支出しているけども、あとは区のほうでやるんだということですけども、集落内にはかなりな数の防犯灯がありますので、これを全てLED化するとなれば、費用が膨大な金額になると思います。

先ほど当初設置するのは80%補助するということですけども、そういうことでLED化する場合、同様の補助はできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 一応防犯灯を設置する場合には、区長さんからの要望もございまして、町のほうにも防犯灯設置要綱と申しまして、町の設置基準等がございまして、どこでもつくというわけではございまして、基本的には交差点等、必要なところに防犯灯を設置してございまして、その部分を補助している分でございますので、行政区が管理している防犯灯をLED化するのの負担でございますけども、数も分かっておりませんし、どのくらいの金額になるかも把握はしてない状況ですので、今の時点では非常に難しいと思われまして。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほど言いましたように、集落には防犯灯というのが、かなりな数の水銀灯が使われているようなんですよ。どれが水銀灯かというのは分からんけど、大体そうだろうと思うのを数えていますけど、結構な数になります。

水銀灯というのは、先ほど言いましたように、水銀って昨年末で製造が、輸入が禁止となっておりますから、LEDへの付け替えというのは、これは避けて通れないと思うんですね。したがって、LED化に伴って、水銀灯の処理費用も必要となるわけですね。

行政区だけ、後はお願いねと言われても、行政区では対応できないんじゃないかと思うんですね。したがって、その防犯灯がなくなった段階で、集落が真っ暗になるというのは避けるべきだと私は思うんですね。

それで、80%とはいいませんけど、例えば50%ぐらいの助成をすとか、それから町全体で数えれば相当な数の防犯灯が集落内にありますから、1度には難しいでしょうから、例えば5年計画とか、10年計画とか、そういうふうな計画を立てて、50%ぐらいは補助して、そして計画的に実施していくと、そういうことはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町としては、まず行政区が管理する防犯灯の中の水銀灯、これが何基あるのかを総数をまず把握する必要があると思いますので、まずは水銀灯の調査、数等の調査を行っていきたいと思います。その後、どうするかは検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町が管理する防犯灯というのは、ほとんどがLED化されておりまして、僅かに残っている。これに150万もかかるんだということですけども。

先ほど言いましたように、必要な金、防犯灯、行政区だけではかなり無理があると思うわけで、ぜひ水銀灯に限らず、蛍光灯のほうも補助の在り方をぜひ検討されて、最終的には町が管理する防犯灯だけじゃなく、区が管理する防犯灯も全てLED化するように検討をしていただきたいと思っております。

それで防犯灯については終わります。

次に、体育館や運動公園などの照明器具のLED化について質問いたします。

町内の体育館とか、運動公園、それぞれ照明器具がありまして、水銀灯などのかなり大きな電球が使用されています。電球の寿命もあるんでしょうけども、すごく明るい電球がある反面、くすんだ電球も見受けられます。これは、私はくすんでいると寿命が来ているのかなと思って言いましたけど、聞いてみますと、いろんな種類の電気があるということで、くすんでいるから古いんじゃないという意見も聞いております。

電球が大きい分、電気代も相当な額になると思います。来年度の当初予算では、勤労者体育センターの電気代として180万円、運動公園の電気代として126万円、武道場の電気代は60万円が計上されています。照明器具をLED化すれば、寿命が長いので、交換に要する費用も少なくなるし、使用電力も少ないために電気代も安くなるんじゃないかと思っています。

そこで質問ですけども、学校体育館、勤労者体育センター、武道場、運動公園の照明器具のLEDに関する町の考え方ですけども、施設ごとの電球の種類とLED化率。2つ目は、LED化

の推進状況と今後の対応方針。

以上2点を基に、施設ごとの町の考え方を御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、ただいまの御質問ですけども、両課長のほうから答弁いたします。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） では、子ども課のほうは学校体育館のほうを説明させていただきます。

学校の体育館につきましては、中学校が平成26年に改修工事を行っておりますので、そこでLED化を行っております。しかし、小学校4校につきましては水銀灯のままという形になっておりますので、LED化率としては20%という形になっております。

また、2点目の推進状況と今後の対応についてでございますが、小学校体育館で使用されています水銀灯については、製造中止となっておりますけれども、購入についてはまだまだできるような状態だというふうに聞いております。1年間の使用量を購入して対応という形をしております。今後は、随時LED化の改修工事を行う予定としております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、生涯学習課で管理しておる施設についてお答えをいたします。

まず施設ごとの電球の種類とLED化率でございますけれども、まず勤労者体育センターでございます。勤労者体育センターは、ステージの一部を除き大部分が水銀灯と蛍光灯でございます。運動公園は夜間照明の全ては水銀灯でございます。武道場については全て蛍光灯でございます。全てから見ると、LED化率は10%も満たないというぐらいだと考えられております。

2点目のLED化の進捗状況と今後の対応でございます。

勤労者体育センターについては、若干在庫がございますけれども、先ほど議員もおっしゃったとおり、水銀灯につきましては製造等が中止になっておりますので、近いうちにLED化を考えたいと計画をしておるところでございます。

次に、運動公園につきましても、水銀灯、かなり高所にありますけれども、こちらにももう既に切れているものもございます。こちらにつきましては、テニスコートと併せて、4年度から6年度にかけて改修の計画を進めておるところでございます。

最後に武道場でございます。こちらも全て蛍光灯でございますので、できれば令和4年度に全てLED化を考えたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 再質問します。まず1点目ですけれども、体育館とか、運動公園などの運動施設の照明器具はかなり高いところにあるんですけれども、足場を組んでされるんですよね。どのようにして電球交換をされているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、御質問にお答えします。

小中学校、勤労者体育センターの水銀灯につきましては、電球の昇降機がございますので、昇降機のスイッチで下に降ろすことができますので、それで交換が可能でございます。

それと、武道場につきましては、結構天井が高いので、こちらにつきましては業者のほうに委託をしておるところでございます。

運動公園につきましては、今現在切れているところございますけれども、今まで交換をしたことがございませんが、もしすることになれば業者の委託という形になると思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ということは、武道場とか、運動公園以外は電球の交換に要する費用というのは電球代ぐらいで、かからないと。

それでは、運動公園や武道場の電球を委託して交換するということですが、例えば1個交換するのに必要な費用というのはどれぐらいかかるもののでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたが、今まで運動公園ができてから交換をした実績がございませんので、正直分らないところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 運動施設については来年度からLED化を進める計画のようですし、中学校の体育館は既にLED化されているようですけれども、小学校、水銀灯をまだしばらく購入できるということですが、大体いつごろになるのでしょうか。水銀灯が購入できなくなった時点でLED化するのでしょうか、それ何年後ぐらいを考えておられますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 小学校の体育館につきましては、1校当たり250万程度、LEDの照明に換えるのにかかるという形で見積りを頂いております。今のところ水銀灯自体の在庫も

ありますし、年間三、四個を交換する程度という形に聞いております。

在庫自体は、まだ7個なり各学校持っていますので、ここ一、二年は大丈夫かなと思っており
ますので、その後、令和5年ぐらいから随時変更できればいいと思いますが、財政との兼ね合い
もございますので、そちらのほうと調整しながら改修工事を行っていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 小学校4校で250万掛け4で1,000万円と、結構な金額がか
かりますけども。では、勤労者体育センターとか、運動公園、武道場、このLED化のための費
用というのはどれぐらいかかるんでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、御質問にお答えいたします。

今現在、計画を進めておりますけれども、今持っておる資料でお答えをさせていただきます。
まず勤労者体育センターが約500万、運動公園のテニスコートが15台で約600万、グラウ
ンドにつきましては10基で1,700万、武道場が1,000万、合計で3,800万ほどなる
と今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 小学校が1,000万円、そして運動公園などが3,800万円、
5,000万ぐらいかかるわけですね。なかなかLED化が一遍に進まないというのがよく分か
ります。

では、その電気代ですけど、勤労者体育センターの電気代180万円、運動公園が126万円、
武道場が60万円、合計で366万円が予算計上されていますけども、これLED化したら大体
電気代というのはいくらになるものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） それでは、御質問にお答えします。

まだ私どもも今実際にやったわけではございませんし、カタログでだとか、そういった資料の
数字でお答えをさせていただきますが、まず蛍光灯につきましては約3割から最大で5割、水銀
灯につきましては5割から最大で7割というふうに見ておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） LED化すれば、電気代というのはいくら安くなるかが考えられ
ますね。特に水銀灯が50から70%ですかね、なれば、非常に電気代は安くなるのかなと思
います。

防犯灯とか、運動施設の照明器具は、主として水銀灯とか、蛍光灯が使用されてきました。これは、電球というのは寿命が短くて、度々交換しなければなりませんけども、その点、LEDは寿命が長く、電気使用量も少ないから、管理経費も安くなるんじゃないかと思っています。

また、小学校や運動公園の照明器具には水銀灯が使用されていますけども、水銀灯は昨年未までで製造、輸入が禁止された。先ほど言ったとおりですけども、この点をどう対処されるのかなということで、町の考えをお聞きするために質問をさせていただいたわけでございます。

今回の回答では、町が所有する防犯灯のほとんどはLED化されているようですし、運動施設も計画的にLED化されるということですから、少し安心はいたしました。

問題は、行政区が所有する防犯灯のLED化、これをいかに進めるかという点ではないかと思っています。先ほど申しましたとおり、水銀灯が使えなくなるということですから、在庫がなくなると電球交換ができなくなるということで、早めに集落もLED化を進める必要があるんじゃないかと思っています。

LED化というのは、課長の説明にもありましたけども、水銀灯の処理費とか、それと電柱を立てたりしなければなりませんから、1個をLED化するのに2万円というけども、プラスアルファで五、六万ぐらいかかるのかなと思います。

現在、防犯灯を設置する場合、町から80%の補助があって、設置されている防犯灯の付け替え、これには補助はないんだと。先ほど水銀灯は少し検討しようかなという意識があるようですけども、この付け替えには、行政区に本当に大きな負担となって、なかなか対応が遅れるんじゃないかと思っています。

集落内にはかなりの数の防犯灯がありますから、一気にLED化することはできないかもしれませんが、5年と言わず、10年計画とか、20年計画とか立てて、町が一部補助することでLED化をぜひ進めていただきたいと思います。

一応これで1問目の質問を終わります。

次の質問は農業の振興についてであります。

この件につきましては、1つは、土地利用型農業への支援、2つ目は、園芸農業の振興、3つ目は、新規就農者育成の3点に分けて、小項目ごとに町の考え方をお尋ねいたします。

まず、土地利用型農業についてですけども、今年の9月議会で、第5次総合計画の目的を達成するための農業の振興に係る町の考え方について、町長に質問いたしました。

町長の回答は、農業振興に対してどのような支援が必要かは、農業者の意見を聞きながら検討したいというふうな前向きな回答でございました。課長からも、大豆の補助に代わる何らかの事業を考えたいと。農業所得の確保、農地の集積、新規就農の促進などに取り組むとの意欲的な回答がありました。

その後、9か月余り経過いたしましたけれども、農業者の意見交換、これはどうなったんだろうかと。大豆の補助に代わる新たな事業の検討はできたのかなということで、町長にまずお尋ねいたします。

1つは、農業者との意見交換や支援の在り方の検討結果。2つ目は、町としての今後の対応方針ですね。

以上2点を基に、土地利用型農業への支援に係る町の考え方を御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の質問の農業の振興について答弁をいたします。

土地利用型農業への支援に係る町の考え方についての御質問でございます。

まず、農業者との意見交換や支援の在り方の検討結果と町としての今後の方針についてですが、コロナ禍もあり、農業者の皆様となかなか直接意見交換をするというのが難しい状況でございます。その中で、本年2月26日、人・農地プランの実質化に向けた話合いの中で、現在の耕作者の方の年代別に農地を1筆ごとに色分けした各地域の地図と、このままだと20年後は、それぞれ1筆ごとの農地の耕作者が何十代の方が耕作しているのかという、2つの地図を地域ごとに各テーブルに広げまして、「10年後の農地を守っていくには」をテーマに、参加をいただきました45名の皆様と意見交換をさせていただいたところでございます。

この際、大刀洗川の改修など大雨対策の必要性や、農機具が高騰化し農業経費が高いこと、農産物の価格が安過ぎること、後継者の問題やジャンボタニシの問題等の課題が指摘された一方、もうかる農業が実現できれば後継者問題は解決するんだということで、農地の集約化や観光農園、農機具のリースやシェアをはじめ、JAと役場と生産者のさらなる連携の必要性などの意見をいただいたほか、町に対しましては、土壌改良材への補助の復活や町内者同士の賃借に対する補助、病害防止の薬剤への補助など、様々な支援の御要望もいただいたところでございます。

大刀洗町としましては、今回いただきました意見も踏まえ、今後とも農業者の皆様が希望を持って農業を続けていくためにはどういう支援が必要なのか、農業者の皆様の見解もお聞きしながら、引き続き検討をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） コロナ感染症の関係がありますから、なかなか日程調整が難しいということで、話合いも進まないのかなと思っておりましたが、2月26日ですか、農業者の意見交換が行われたと。いろんな意見が出されたようですけれども、新しい対策に結びつくような、心に残るような意見というのは何かありましたかね。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平田議員の質問にお答えいたします。

農業者との意見交換会の中で、さらに印象的な意見があったかということですが、おおむね先ほどの町長の答弁の中に集約されておると考えておりますが、印象的だった意見としては、農業はとにかく大変なんだという意見がとても印象に残ったところであります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに最近の気候が物すごく高温化してしまっていて、その意味からすれば、昔に比べて農業というのは大変なのかなと思っています。

先ほど町長の意見の中にもありましたように、もうかる農業をやれば後継者問題は解決するというのは、まさにそのとおりだなと。ただ、なかなか価格の問題等もありまして、もうからない。みんなが例えば一遍に、米が非常に値段が上がらないということでどうやるかという、やはり野菜に行く。みんなが野菜作れば価格が暴落するというような、そういった繰り返しかなというふうに思っています。

ただ、その中でも、先日、花農家の方と話をしたことあるんですけども、花農家は非常に価格も安定しとるし、きちっと所得もあるんだと。何でみんなが花を作らないんだろうかと。今、野菜をみんな作っているけど、そういうところに町として、そういった花をある程度推進すれば、花農家としても、価格というよりも、生産量の確保ができて、市場の価格も左右できると。非常に力強くなるから、ぜひそういった花農家を、野菜に換えるように、進めるように言うてくれよと言われた意見が非常に印象に残っております。

昨年の9月議会では、課長のほうから、大豆補助に代わる何らかの事業を考えたいと。農業所得の確保、農地の集積、新規就農の促進などに取り組むと、そういった意欲的な回答がありましたけども、大豆の振興に関わる事業が終了して、もう1年以上経過しましたが、この大豆の補助に代わる新たな施策って、何らかの進展はあったんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

大豆の補助に代わる支援策の検討状況についてでございますけれども、農業者との意見交換会の中で幾つか支援策についての要望をいただきました。それらの要望を軸に、引き続き検討しております。近隣の取組状況等も調査研究し、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 農家といろいろ話しても、何かしなきゃいかんけども、なかなか難しいと。特に土地利用型というのは非常に難しいと。園芸であれば、いい物を作れば高く売れる

と言うけど、米の場合、1俵できるとか、それぐらいのもので、なかなか難しい面があるようです。ぜひ大豆の補助に代わる新たな事業をしっかりと検討していただきたいと思います。

次に、園芸振興対策についてでございますけども、私は、農業関係予算というのが4.9%、つまり5%割り込んだということで、令和元年6月議会において、農業への町独自の補助事業の検討について質問したわけでございます。

また、12月議会においても、事業の検討状況についても質問しましたが、回答としては、園芸施設等整備事業の補助率アップとか、補助事業の拡大など充実の方向で検討していると。事業費も増額したいというふうな回答があったわけですね。

確かに園芸施設等整備事業については、昨年度の当初予算では、事業名が農業用機械・施設等整備事業に代わって、答弁のとおり事業費が増額され、補助対象範囲というのも拡充されました。

しかしながら、園芸農業の振興という面から見れば、見直しの内容というのほとんどありませんで、事業費が200万から400万になったという程度であります。補助率は相変わらず20%、1件当たりの上限額も50万円ということでありまして、園芸農業から見れば、とても魅力ある事業としてはほど遠いんじゃないかと思っています。

そこで、町長に質問いたしたいと思いますが、昨年度、園芸施設等整備事業が見直しをされ、新たな事業である農業用機械・施設等整備事業が実施された最初の年でしたけども、そこで、まず1つ目は、農業用機械・施設等整備事業の実績についてですけども、事業を活用した園芸農家の数、補助内容、補助金の額。2つ目は、町としての今後の対応方針。

以上2点を基に、園芸農業の振興に係る町の考え方を御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 園芸農業の振興に係る町の考え方についての御質問でございます。

まず、農業用機械・施設等整備事業の実績についてですが、昨年度は、8件の園芸農家の皆さんの大豆播種機、管理機、運搬車、野菜移植機、草刈り機等に対し133万1,000円を補助しています。また、本年度は、先月末までに3件の園芸農家の皆さんの播種機、肥料散布機、ジャガイモ収穫機に対し54万9,000円を補助しているところでございます。

次に、町としての今後の方針についてですが、農業用機械・施設等整備事業は、昨年度から園芸に限定せず、農業用機械など幅広く支援できるよう改正したところですが、現在までのところ、残念ながら思ったほどには活用をされていませんので、当該事業の周知にまず努めるとともに、今後とも農業者の皆様が希望を持って農業を続けていくためにはどういった支援が必要なのか、農業者の皆様の御意見もお聞きしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 大体一般的には、新たな事業をつくった場合、競争率が何倍にもな

って大変なんですけども、今回は133万1,000円ですね。補助金の額においては非常に少ないということです。利用率が非常に少なかったとあるんですけど、その少なかった要因というのはどういう点にあるとお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

単独事業の利用率が低かった要因についての質問でございますけれども、昨年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、国及び県のほうから補助率の高い、大変有利な条件の補助事業が多数打ち出されております。認定農業者、それから農事組合法人、こういった方々は多数これらの事業に取り組まれております。この影響もあって、町単独事業の利用率が下がったものと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 今年は何特別だと。コロナ関係で、いろんな国県の事業が来た。そういうことで利用率が低くなったということですけども、私はそれだけじゃないと思っているんですね。

国県の事業に比べ、補助率が低いんですね。2割というのはですね。補助率が低いということ、それから1件当たりの事業料が50万円という限度額があると、こういったのが要因じゃないかというふうに私は思っております。国県の補助事業というのは、大体50%ぐらいの補助でありますし、コロナ関係でかなりな金額の補助が来たんでしょけれども。そういうことで、農業者が国県の事業を活用するのは、50%のほうを選ぶでしょうと。当然だと思います。

ただ、国県の事業というのは、単独ではなかなか実施できないとか、条件が非常に厳しいわけでございますから、そういう点から考えますと、町の単独事業の魅力というのは十分にあると私は思っております。

したがって、補助率とか、限度額、これをアップすれば、利用率というのは飛躍的に上がるのかなというふうに思っております。当然、全体予算もありますから、どうでしょうか、現在の事業を、2年目ですけども、全体的に見直すということは考えられませんか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

町単独事業の補助率、それから限度額のアップについての御質問でございますけれども、まず国県の補助事業については、認定農業者あるいは農事組合法人であること、それから利用される方の耕作面積等、非常に厳しい条件がございます。つまり、それ以外の方については国県の事業には取り組めないということでございます。ですので、そういった方に利用していただくための

町単独補助事業というところがございます。

補助率についてなんですけれども、県の単独事業、機械導入の単独事業についても、県は3割補助でございます。それに町が6分の1を上乗せして、5割の補助を実施しているという状況でございます。

要件の低さ、それから利用のしやすさを考えますと、2割補助というのが適当かなと。それから、町単費でございますから、町財政への影響も考えまして、2割ということが適当であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 2割の補助が適当だということですけども、県が30%で、町費を継ぎ足して50%にしているんだというけど、農家から見れば、県の事業というのは50%というふうな見方で、町のやつは20%、それは差があるから、50%のほうにやるということになると思うんですね。

今回の事業というのは園芸振興のための事業であって、本来は園芸振興の内容というのを拡充すべきだったんじゃないかと思っております。確かに土地利用型農業とか、それから担い手育成、機械に使えるようになったけども、園芸の面から見たら、ほとんどメリットがないような事業でございます。

町長のほうは、補助上限額とか、補助対象範囲の拡充を検討しているというような回答があったんですけども、それ等ほとんどされてないわけですね。ほど遠い状況でございまして、当初から実績というのは余り期待できなかつたんじゃないかというふうに私は思っています。

全体の見直しができないということであれば、去年の状況を踏まえまして、町長の答弁に沿ったような形で、例えば補助率を10%上げる、30%にするとか、上限額だけでももう少し上げて60万にするとか、100万円にするとか、そういった、全体総額も上げていくと。一部でもいいから、そういった修正をすることはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

一部でも見直しができないかということでございますけれども、例えば今年度、昨年度のような新型コロナウイルス関連の補助事業が打ち出されることがなく、今年度についても単独事業の利用件数が少ないという状況でありましたら、そのときについては、来年度事業について判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ちょっと時間がなくなってきましたので、急いで質問したいと思います。

最後の新規就農者育成対策についてであります。

令和元年12月議会において、新規就農者を対象とした町単独事業の検討について質問したわけですが、農業機械などの購入に対する補助を検討しているという回答でした。

実際に新規就農者が農業機械を購入する場合は、農業用機械・施設等整備事業の補助対象として購入することができるようになりました。しかしながら、先ほども申しましたけども、補助率とか、限度額が少ないために、若者が新たに農業を始めようといっても、それは不十分じゃないかと思っています。

そこで質問いたしたいと思えますけども、1つ目は、新規就農者育成のために講じられた対策。2つ目は、新規就農者の育成数。3つ目は、町として今後の対応方針。

以上3点を基に、新規就農者育成に係る町の考え方を御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 新規就農者育成に係る町の考え方についての御質問でございます。

まず、昨年度は農業次世代人材投資事業等の事業に取り組み、4名の皆さんから相談があったところでございますが、残念ながら新規に就農された方はありませんでした。

大刀洗町としては、引き続き普及センターやJAみいと連携し、既存の補助事業も活用しながら新規就農者の育成に取り組んでいくとともに、農業を目指す人が大刀洗町で就農し、魅力ある農業を営み、暮らしていくためには、町として何をすべきか、今後とも農業者の皆様の意見もお聞きしながら検討をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 4名の方が就農相談来られたけども、実際には就農者はゼロだったということですけども。では、この5年間ぐらいのスパンで、就農相談に来られた方はどれぐらいあって、そのうち就農されたのは何名ぐらいあったんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

ここ5年間の新規就農の相談件数についての質問でございますけれども、平成28年度から5年間ということになりますと、27名の方が相談に見えられていらっしゃいます。そのうち、先ほど町長の答弁にありました国の事業、農業次世代人材育成投資事業を使って就農された方は2名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 就農相談に来られた方は27名ちゅうことで、結構あるけども、なかなか就農につながらないということですね。

今回、農業用機械・施設等整備事業、これの相談に来られた方は、新規就農しようという人が4名、相談に行かれた方4名あったけども、そのうち機械・施設等整備事業の相談に来られた方はありましたか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

相談者のうち、町単独事業への御相談があったかということですが、こちらについては、町単独事業において、新規就農者にのみトラクターの導入を認めておりますので、相談があった際にこちらから御案内を申し上げているところです。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町では第5次総合計画の中で、その基本計画に「農業を目指す人が大刀洗町で就農し、魅力ある農業を営み暮らしています」というのを目標とする姿として掲げられております。また、政策の展開としても、農業担い手の確保・育成に対し、関係団体と連携しながら支援を行うこととされているわけでございます。

御承知のとおり、新規就農しようとしても、初期の設備投資額が非常に大きくて、なかなか就農できないのが現状であります。先ほども私聞きましたけども、新規就農者を対象とした町の単独事業を検討していただくように以前要望しましたけども、これは、総合計画の目標を達成するためには、町としても独自の施策を展開する必要があるというふうに考えたから質問したわけでございます。

ここで再度要請したいと思いますけども、新規就農者育成のために町独自の新たな対策は検討できませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

町単独の新規就農者育成事業ができないかという御質問でございますけれども、かつて地域創生事業において、町単独の新規就農者育成事業を3年間ほど実施したことございますけれども、申込者に関してはゼロでございました。

一方で、先ほど説明しました国の農業次世代人材育成投資事業でございますけれども、こちらについては、就農準備段階から最長7年間、1年間当たり150万円の交付が受けられる、大変条件のいい事業でございます。ただし、ハードルが大変高うございまして、取り組まれる方は相談者のうち一部にとどまっております。

ただ、この事業については、要件が年々引き下げられております。かつては40歳以下の方のみが対象でしたが、現在では49歳以下の方、あるいは一番のハードルでございましたが、親の農地を借りて就農した場合、3年以内に所有権移転をする必要がございましたけれども、こちら撤廃されております。

年々使いやすくなっておりますので、また条件もようございますので、町と農協、それから普及センターと連携をしまして、この事業にたどり着けるよう、新規就農者の方を支援していきたいというふうに考えております。現時点では町単独の新規就農者の支援事業については考えておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 農業の振興を図るということは、大刀洗にとって最重点課題の一つではないかと私は思っております。本町における土地利用の状況を見ましても、ほとんどが水田ですね。農業者が営農を続けることで、本町の美しい環境が保たれているわけです。

今年の町の広報紙の5月号を見ますと、この表紙に、農事組合法人新田による麦の収穫風景が表紙でございまして、町内各地に広がる黄金色の麦畑は大刀洗らしい風景であるというふうに紹介されています。

その中で、町の農業者の状況を見ますと5%切るような状況がありますし、最近では6%を超えておりますけれども、来年度を見ましても、暗渠排水事業というのが最終年度にきておりますし、北部地区の圃場整備事業、これも終わります。そういうことから、農業予算というのはますます落ち込むということが想定されるわけでございます。当町における農業予算の割合というのは極めて少なく、第5次総合計画の目標を達成するには問題があるんじゃないかというふうに私は思っております。

そういう中で、町長が提案されました、農業振興に対しどのような支援が必要か、農業者の意見を聞きながら検討したい。すばらしい提案であります。先ほどもいろいろ意見交換をしたということでありました。なかなか交換の場が持てないという問題ありますけれども、いろんな機会を捉えて、土地利用型農業、園芸農業の振興に関する支援の在り方、それから新規就農に対する支援の在り方など、引き続き農業者の意見を耳を傾けて、新しい対策が実現できるようにしっかりと検討していただきたいと思っております。

以上をもって終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでしばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で10時55分から

再開をしたいと思います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、11番、高橋直也議員、発言席からお願いします。高橋直也議員。

11番 高橋 直也議員 質問事項

1. 町内の安全対策について問う

2. たちあらい応援大使について問う

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め質問を行ってまいります。

まず、大項目1つ目の町内の安全対策についての質問です。近年、私たちの暮らしの身近にある道路標識や照明などが老朽化し、倒壊や落下などの事故が全国で散発的に発生しております。この状況に対し、平成26年度に国土交通省は、これら道路上の小規模附属物を対象とした附属物点検要綱を制定するとともに、数々の施策の提唱や議論を行ってきました。しかしながら、大半の自治体においては、膨大な数の小規模附属物の位置や種類の把握などを、台帳を作成・保管するだけにとどまっていると聞いております。

そこでお尋ねいたしますが、当町において、町内の危険箇所を把握する小規模附属物台帳などは作成されているのでしょうか。また、それらの台帳があるのであれば、現段階での危険箇所に対する対策内容などをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、高橋議員質問の町内の安全対策について答弁をいたします。

町内危険箇所の把握状況と対策内容についての質問です。

まず、通告にございました歩道にあるブロック塀等の危険箇所について答弁をさせていただきます。ブロック塀等の危険箇所については、福岡県では平成28年の熊本地震や平成30年の大阪府北部地震を踏まえ、小中学校の校門から半径500メートル以内の通学路に面したブロック塀等の点検を実施しており、大刀洗町では3件のブロック塀が安全性に問題があるとされ、うち1件は既に改善をされているところです。

また、大刀洗町では、平成30年の大阪府北部地震でのブロック塀倒壊を踏まえ、同年12月から地震での倒壊による被害防止や通学路等の確保を目的に補助制度を創設し、危険なブロック塀等の撤去を推進してきたところであり、これまでに同制度を活用して1件のブロック塀が撤去されています。この当該補助制度の詳細な内容については、担当課長から答弁をいたします。ま

た、小規模附属物台帳の整備状況についても、併せて担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、大刀洗町ブロック塀撤去費補助金の内容について説明させていただきます。

ブロック塀撤去につきましては、要綱を平成30年12月に施行、令和3年3月に一部改正し、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や通学路等の確保を目的にブロック塀を撤去される方に対し補助金を交付するものです。補助対象工事は国土交通省告示に定められました調査項目に準じて、基本性能の診断、壁体の外観診断、壁体の体力診断、保全状況の診断、以上4項目の総合評点の結果、基準点以下のものや、町長が災害時に安全上支障があると認めるものの要件を満たす道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀等を全てまたは一部撤去する工事が補助対象工事としております。

補助の内容につきましては、撤去費の補助対象工事経費の2分の1または限度額12万円。財源は12万円補助した場合、国が50%、6万円、県が25%、3万円、町が25%、3万円となります。お尋ねにありました道路上に附属している小規模附属物の台帳とかにつきましては、うちのほうで作成とかはしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 私、通告のほうにブロック塀のことは、まだ何も書いていなかったもので、後から聞こうと思っていたので、順を追って答えてもらったほうがよかったんですけども。

ブロック塀のことを先に言われましたので、ブロック塀についても質問させていただきます。ブロック塀については、町長も言われましたとおり、2018年の6月に大阪北部地震で大阪府高槻市立の小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の当時4年生の女子児童が下敷きになり、お亡くなりになった事故は、まだ記憶に新しく残っております。答弁にもあったように、その後、全国自治体ではブロック塀の安全確認や通学路の安全確認が行われたと認識しております。

そのような中で、平成30年9月議会において、ほかの議員からも通学路などで民間も含むブロック塀の質問があったと思います。当時の町長答弁で、このように答えられております。「中学校付近の通学路の民間ブロック塀の点検調査を福岡県が実施しており、町としても啓発としてブロック塀の適切な維持管理や安全対策についてリーフレットなどを配布するとともに、町ホームページや広報により注意喚起を行ったところであり、今後もリーフレットを隣組回覧するなど、注意喚起を図っていく」と答弁されておりますが、具体的に町民の皆様に対して民間のブロック塀の危険箇所についての注意喚起などは具体的に、その後、行ったのでしょうか。行ったのであれば

れば、どのように行ったのかをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

周知に関しましては、毎年、広報たちあらいのほうに、こういう形で補助金の要綱がございますという周知と、町のホームページのほうに掲載して、ブロック塀を撤去する際に、これは役に立つのかなという形で見ていただいて、参考にさせていただくように周知しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これは役に立つのかなというのが分からなかったのですけれども、その周知内容で補助金等々を町が出すというのを注意喚起の一環として広報で出しているというふうに捉えるんですけれども、申請件数とか問合せとかというのは、どのくらいあっているのでしょうか。それによって町内の危険箇所の把握状況の件数とか、その辺も分かるのであれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 高橋議員の質問にお答えいたします。

通学路のほうで3件という形で町長の答弁がございましたけれども、それ以外に、うちのブロック塀が撤去する際に判断基準に該当するかということで、うちの補助金を出したのが1件ございます。あと、ほとんど問合せがない状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 私も町内をいろいろ回るたびに、ここのブロック塀は危ないなという箇所が3か所、4か所ではないと思うんです。まだたくさんあります。そういったのも、町のほうで巡回とかをして、危険箇所の把握に努めるというようなことはされないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 高橋議員の質問にお答えいたします。

近隣の市町村に危険なブロック箇所の調査とかを独自でされたことがないかの電話調査のほうをさせていただきまして、近隣の市町村も啓発活動には力を入れておりますけれども、巡回とか独自調査をして、ここが危険だから注意喚起とか、そういう形をされていないということで聞いております。ある市町村の情報でいきますと、近隣の方から、あそこのブロック塀が危険だからということでの問合せがあった場合は、こちらから通知を出して、あくまでも私物ですので、お願いという形で、危険なブロックですので撤去してもらえませんかという通知を出しているという、そういう形でされている市町村もありましたので。

うちとしては、今のスタンスとしましては、なるべく啓発をして、それでこちらのほうに連絡があれば、こういう要綱がございますので、ぜひ撤去する際は御利用くださいという形のスタンスでやっていこうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 答弁ありがとうございます。

よその自治体がしているから、していないからとか、そんなのは関係ないと思うんです。また、あくまでも個人のブロック塀だからお願いになるというのはわかりますけれども、例えば、町道沿いに作られたブロックとかが、町道沿いに斜めに倒れかけてきているときには、これは町道としても町道の専有部分をブロック塀の斜めになったところが侵入しているのであれば、町としてはお願いではなくて、もうちょっと強い言い方もできるのではないかなと思うのです。やはり普段から町内を巡回していただいた際に、危険な箇所ブロック塀があるところを把握していただいて、それが町道沿いであって、町道のほうに入ってきているのであれば、そういった指導もしっかりと今後行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 道路関係のパトロール、道路のひび割れのある箇所とか、白線とかが消えている箇所とか、盆前と年度末に年2回、3班に分かれて回っておりますので、その際の項目で危険な箇所とかがあれば、台帳にここの部分が危ないとか、そういう形で道路管理者として危険な箇所というのを把握できるようにしたいと思っておりますので、そういうふうに努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ぜひよろしく願いしておきます。

それでは、一番初めに申しました、小規模附属物台帳について話を戻させていただきます。先ほどの課長答弁では、台帳がないというふうに言われていますが、町内至る所に電柱や標識がたくさんあります。このまま具体的な点検とか計画などが行われなまま、管理が行き届かない状況が続くと、老朽化が進み、通学路などでの倒壊や落下といった危険性が高まることが懸念されます。

令和元年10月に国土交通省が出した資料においても、このようなことが記載されておりました。平成28年2月、照明などが倒壊して、女子児童が指を切断する事故。平成29年4月に道路標識が倒壊し、女性が軽傷。平成30年4月、市道のミラーが倒壊し、中学生がけが。令和元年、児童がカーブミラーに触れたところ、倒壊してけがをする。また、令和2年度、道路標識が

倒壊して車両に接触などと、毎年、人身に関わる事故などが多数起きている状況です。そのような中で、当町において、小規模附属物台帳をつけていない理由、また、今後、それらを、台帳を作っていくのかという点についてお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

小規模附属物台帳を今後作っていくかということの御質問と思っておりますけれども、カーブミラー、照明、いろんな多岐にわたるものがございますので、建設課として管理できるもの、また、ほかの分もございますので、今後どういうふうな形で小規模物を管理していった方がいいのか、まだ全然、うちのほうは台帳も持っていませんので、今後しっかり、どういうふうな対応をしていくかを勉強して、そして必要に応じて、台帳を作る必要があれば、建設課で管理する分については、きちんと管理する、また、関連のある分については、その課と協議して管理するとか、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 前向きな答弁ありがとうございます。それでは、しっかりと小規模附属物の台帳が作成されることを心より期待しておきます。

また、危険箇所の把握状況に関連してですけれども、街路灯や防犯灯についてもお尋ねしたいと思っております。先ほど平田議員の質問と重複するかと思っておりますけれども、近年の街路灯は道を明るくし、交通の安全を確保するという役割から、防犯灯と同様の犯罪抑止力や安全を得るためのものとなってきております。明かりがあることにより、ひったくりなどの窃盗犯罪やわいせつな行為などを抑止する効果も大きく見込まれております。また、通勤通学路などで夜道を歩く住民にとっても、安全と安心の確保につながっていると考えられます。また、夜間における犯罪の抑止を目的に整備されてきた防犯灯は、行政指導で自治体が設置してきたほか、地域住民が明るいまちづくりのシンボルとして、また防犯活動の主体として積極的に取り組んできた地域活動により設置された防犯灯もございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、町内にある街路灯や防犯灯の点検、管理などはどのように行われているのでしょうか。重複するかと思っておりますけれども答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防犯灯につきましては、総務課のほうで担当しておりますので、私のほうから答弁いたします。

防犯灯の維持管理につきましては、防犯灯の管理台帳がございまして、どの電柱に防犯灯がついている、もしくはどの支柱に防犯灯がついているということで管理はしております。点検等については特に行ってはおりません。ただ、消えているとか、もしくは故障というか支障がある場

合には、職員もしくは住民の方から通報があった場合には、その部分で対応している状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 点検をしていないというのはなぜでしょうか。行政、町がつけた防犯灯と、地域でつけた防犯灯は管理の仕方が違うというふうに、先ほどの平田議員の質問のときの答弁を聞きましたけれども、住民にしてみれば、どの防犯灯が町が設置していて、どの防犯灯が地域で設置しているとか、特に通勤通学で使う人達は分かりづらいと思うんです。そのような中で、この両管理の防犯灯の電気がついていないなどの問合せが町にあった場合、町としてはどのような対応をしているのかを、もう一度お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防犯灯が消えているとか、ついていないという住民からの連絡につきまして、まず現地に行きまして場所を確認し、町が維持管理している分であれば業者のほうに依頼して修理をしますし、行政区のほうで管理している分につきましては、区長さんのほうに場所を連絡して、こういう状況ですということで連絡をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ある町民から聞いたところ、切れているという情報を町のほうに伝えるけれども、なかなかその後、電気がつかないと。すごく改善されるまでに時間がかかると言われているんですけども、なぜ電球が切れているという問合せがあって、現場まで確認して、地域がつけた防犯灯であれば、区長さん等々に連絡をすとか言われていますけれども、なぜ電球が切り替えられるまでに、そのように時間がかかるのか、何か理由があるのであればお答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 理由につきましては、行政の発注が遅れているのか、もしくは修理に時間がかかっているのか、そういうことが遅れている理由ではないかと思われま。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 防犯灯って、私は結構大事なものだと思うんです。町長でも構いませんけれども、防犯灯の定義について、町長の見解をお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

防犯灯の定義、法律上の定義でございませうか。それについては承知をいたしておりません。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 防犯灯の定義としては、日本防犯整備協会が次のように提唱しております。法的ではないと思うんですけれども、主に住宅地区で買い物、通学、通勤で利用される生活道路において、安全・安心のために最低限必要な明かりを提唱する街路灯というふうに提唱しております。町も、ここは暗いから危ないという認識の上、防犯灯をつけられていると思うんです。また、区長要望でここに防犯灯をつけてくれと言われたら、ここも危ないからつけたほうがいいのか、暗いからつけたほうがいいのかという意識の中でつけていると思うんですけれども、暗くて危ないって分かっているところの電球が切れているのに、いつまでも放置しておくというのが、私には理解ができないんですけれども。

改めて聞きますけれども、防犯灯の電球が切れたまま、業者任せとっていいかどうか分かりませんが、そのような対応で本当によろしいと思われませんか。お答えください。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 高橋議員の御質問で確認ですけれども、その防犯灯が切れて、電球をなかなか修理してくれないとおっしゃっている部分は、それは町管理の防犯灯なのか、行政区管理の防犯灯なのか、そこら辺はどんなですか。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 私は防犯灯の台帳を持っていませんので、どこの防犯灯が町のか、行政区が校区でつけているのか分かりません。でも防犯灯は防犯灯ですので、町で暗い場所、安全のためにつけた防犯灯の電球が切れているのに、なかなかつかないというのを住民の人から問合せがあったので、この場で質問させていただいておりますが、よろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） おっしゃるように、防犯灯も暗い中を照らす大事な照明でございますので、町の管理であれば、なるべく議員のおっしゃるように、早急には対応したいと考えております。あと、行政区が管理しているのにつきましては、一応、区長さんのほうに連絡して、区長さんのほうで対応していただく形になっておりますので、そこは区長さんのほうに早めに対応していただくように御連絡したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ぜひよろしくをお願いします。

先ほど町長が防犯灯の定義について分からないと言われたんですけれども、防犯灯の設置規則とか防犯灯の設置要綱が町にあると思いますので、その辺をしっかりと熟知はされていると思うんですけれども、もう一度見直していただいて、防犯灯の重要性というものを改めて認識していただければなというふうに思っております。

今や、国、世界は新型コロナウイルス対応で未曾有の窮地にさらされています。平時の世の中ではなく、有事の緊急事態なのです。普段であれば助かる命も、この新型コロナウイルスの影響で、病院、病室の受入れ状況や稼働率の低下する状況で、私たちにできることは普段からの手洗いやうがいといった感染予防だけではなく、逼迫した医療機関にかからないこともすごく重要なことだと思っております。いわゆるけがをしないこと、そういったことも本当に大事なことはないかなと思っております。そのためには、危険な場所が町内にあると知り得たならば、町民の生命と財産を守るために、行政はできる限り早急に最善の策を行うことも大事な責務だと改めて強く申し述べさせていただきます。

それでは、次に大項目2つ目のたちあらい応援大使についての質問に移らせていただきます。

全国の自治体でも様々な形で親善大使などを設け、メディアでも大使の活躍が目立ちます。例えば、ラジオパーソナリティーが親善大使となって、自己紹介の際、どこどこ観光大使のだけだれですと自己紹介をしたり、テレビでは芸能人が出身地域別に出演し、その土地だけで行われている行事・習慣・地域性を紹介する番組で大使として出身地をPRすることもあります。

また、近隣自治体でも、みやま市が出身地とは関係のない演歌歌手の三山ひろしさんに、みやま市のふるさと応援大使を依頼し、話題になったこともありました。

このように、大使が活躍し、自治体のプロモーションを行うことは、自治体の存在を多くの人に認知してもらい、興味を持ってもらい、関連する商品の購入や、実際、その自治体に訪れるなど経済効果も期待できると思われます。

そこでまず質問させていただきますが、現在、たちあらい応援大使の人数と、たちあらい応援大使になる条件、また、たちあらい応援大使との情報交換や活用内容などの管理はどのように行われているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、高橋議員質問のたちあらい応援大使について答弁をいたします。

たちあらい応援大使の現状と活動内容についての御質問です。たちあらい応援大使は、大刀洗町に理解と愛着を持つ、町内外の方にたちあらい応援大使になっていただき、本町の魅力を国内外に広く発信していただくことで、町の認知度を向上させ、町のファンを増加させることを目的に取り組んでいるものでございまして、大刀洗町の誇りの醸成や関係人口の増加、商産品のPRと大刀洗町の知名度向上を目指した地域ブランド力の向上とタウンプロモーションの一環として取り組んでいるものでございます。

これまでに555名の皆様に御登録をいただき、大刀洗のイベントに積極的に参加いただいたり、友人に大刀洗の魅力を伝え、自慢していただいたり、大刀洗の飲食店で食事をされた際にSNSで拡散いただいたり、それぞれの手法で大刀洗町をPRいただいているところでございます。

また、応援大使の皆様には毎月1回、メールマガジンを配信するなど、町からも大刀洗町の最新情報をお伝えするとともに、各種イベントへの参加も呼びかけているところでございます。

応援大使の登録者の内訳やこれまでの特徴的な活動等については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

詳細な点について、幾つか補足させていただきます。まず、町長が先ほど言われましたように、5月末の登録者は555名でございます。内訳としましては、県内在住が418名、東京都市圏42名、その他県外が47名、国外が48名といった配置になっております。

年代別としましては、平成28年に始まりまして176名から29年に254名、30年に383名、令和元年504名、令和2年555名と増加傾向でございます。

大使の役割としましては、フェイスブックやインスタグラムなど、個人のSNSにおける投稿、大使の名刺をお渡ししておりますので、それを活用した各地でのPR活動、日常よりたちあらい応援大使として大刀洗をPRするということになっております。

先ほど来、議員のほうからもおっしゃられましたように、とても有名な方だったり、芸能人だったりという方の中にはいらっしゃいませんけれども、特異な活動としては料理研究家の御夫妻でありましたり、大手フリー画像サイトの運営主の方でありましたり、アーティスト、歌手でありましたり、海外在住の方でありましたら香港等でいろんな活動を国外でなされていたりということがございます。

特に町の方々でよく目にするのは、枝豆収穫祭というお祭りを来月開催しますけれども、そちらのほうでテーマソングのほうの提供をいただいておりますりですとか、町の野菜のレシピ等を使って拡散をさせていただいたりということとかがございます。そういった特異な活動でなくても、個人個人のSNSで、たちあらい応援大使というハッシュタグをつけて個人個人で発信してもらっております。そういった件数の集約はできませんが、インスタグラムだけで申しますと1,000件以上の投稿が見られるということでございます。

また同時に、町の観光サイト、FLATというものを町のほうで運営しておりますが、そちらのほうに応援大使として応援大使の方々の目線で記事を投稿していただいたり、活躍をさせていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） すごくたくさんの方々のたちあらい応援大使の皆様がいろんなところで活躍をしているということはすごくうれしいことだと思います。私も大刀洗のホームページを見

たときに思ったのですけれども、誰でもなりたいたいと言えなれると。これが大刀洗のふるさと応援大使の内容だというふうに思って、町役場の職員の皆様も数多くふるさと応援大使のほうに登録されていると存じておりますが、このたちあらい応援大使の任命権者、町の公認みたいにホームページには書かれているのですけれども、この大使の任命権者は誰に当たるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） お答えいたします。

任命権者は誰かということですが、こちらはたちあらい応援大使設置要綱に基づきまして町長が任命しておるものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） あと、いろんな方がなれるということですが、ほかの自治体によっては、こんなにたくさんいない自治体もあるのですけれども、今後、大刀洗の応援大使の人員構成とか、年齢別とか職業別とか、こういった形で最終的にたちあらい応援大使を構成していきたいとか、そういった具体的な目標とか計画はございますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

今後の大使の動向といったところかと思えます。現在555名で、大刀洗町の人口からすると約3%程度ということになりますけれども、こちらは関係人口といいまして、大刀洗に興味関心がある方の人口を増やすという意味も込めておりますので、特に大きな目標で何人という形では設定しておりませんが、今後、どんどん増加していくように、また大刀洗町は中学校までしかございませんので、高校で他町に行かれる中学生の方々等にも応援大使として町の誇りを持って、よその町に出ただけのような、そういった企画になればというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 分かりました。ありがとうございます。

今後は、もうちょっと職業別とか年齢別とか、構成内容に検討されていってほしいと思います。応援大使になれたというだけで、もうそれで大使の活動が終わっているという失礼ですが、本人が満足されただけで、なかなか町と連携を密に、積極的に図って、活動内容の目標を達成ではないけれども、そういった方が中にはおられると思うんですけれども、今後は、たちあらい応援大使と情報を密にされて、ふるさと納税の返礼品のパンフレットの周知活動とかに協力していただけるような、ミッションといったら重いのですけれども、そういった活動もして

いただけると、ふるさと納税には直結して数字で結果が現れますので、そういったことも検討してはいかかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

御提案いただいた町のふるさと納税のパンフレット等を送付してはどうかということで、私どものほうも検討しまして、いろいろできることを模索しているところではございます。実際、2018年の1月に大使向けに寒中見舞い等を送付しておりまして、その後、2019年の6月にふるさと納税のパンフレットができましたので、そちらのほうは応援大使のほうに送らせていただいております。実際、高額納税者の方も応援大使の中にもいらっしゃるようで、とてもありがたいことだと思っております。その後、2019年の12月に軽量化しまして、ふるさと納税のチラシのほうを作成いたしましたので、そちらのほうを送付させていただいており、その後は大刀洗のフォトプロジェクトといいまして、写真を使った企画をいたしましたので、そちらのカレンダー等を送付するなど、こちらのほうからはアクションを続けているところでございます。今後議員からも御指摘いただきましたように、いろんな形でふるさと納税等にもつなげていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ぜひよろしく申し上げます。555名もたちあらい応援大使がいるということですので、今後のますますの御活躍に期待を申し上げておきます。

ただ、少し気になる場所があったのですけれども、町のホームページで、たちあらい応援大使を紹介するページがあります。閲覧すると、たちあらい応援大使の名簿が出てくるのですが、その中に、「すしぱく」とか、「まるここ」とか、「ロビン・パク」、「プティ留美」などの名称が出てくるのですけれども、とても人の名前とは思えないのですけれども、これらは本当に個人の氏名なのでしょうか。お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

応援大使の名称についてでございます。今、何名か実例を出していただきましたが、そちらが人の名前とはというところではございましたが、インターネット等で御活躍されている方はインターネットで使われているハンドルネームでございまして、ロビン・パクさんに関しましては実名でございまして、そちらの方は香港在住のラジオのパーソナリティーをされている方でございまして、実在する方でございます。そういった形で、応援大使の名刺のほうにはPRをしやすい、自分だと分かりやすいお名前、ハンドルネームで登録していらっしゃる方もいらっしゃる

ます。インターネットのほうに載せております名簿のほうは名簿掲載をしてよろしいでしょうかと本人に御了承をいただいて、その名称のほうで掲載させていただいておるところでございます。以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ロビン・パクさんというのは本当に実在するというものでありましたので安心しました。ただ、「すしばく」さんとか、「まるここ」さんとか、大刀洗町で公認する大使として、こういった名称を使うのが正しいかどうかよく分からないのですけれども、任命権者の町長にお尋ねしますけれども、親善大使は特命大使と、大使もいろいろな役割を持つ立場があると思います。この大使という立場について、法的ではなくて構いませんので、全然。大使との定義について町長の見解をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

また定義についての御質問ですけれども、いわゆる大使というのはいろんな意味があって、外交上の、いろいろあると思いますけれども、ここで応援大使とっておりますのは、他の自治体、例えばうきは市でタモリさんを応援大使にするなり、著名人をお願いして、ふるさと、あるいは関係する自治体の観光なりPRをお願いするというところで、そういう趣旨でされているところが多かろうかと思えます。

大刀洗町の場合は、先ほど担当課長からも御説明させていただきましたとおり、この応援大使については、それぞれ大刀洗町に対して愛着であったり、思いがあっていただく方はどなたでもなれますよという形にしております。いわゆる関係人口を増加させるための一つの手法としても応援大使を活用しているところがございます、他の自治体とは若干運用方法が違うかもしれませんが、今後ともそういう関係人口を増やすという意味からも、たちあらい応援大使を推進してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 町長の見解をお聞かせいただきました。ありがとうございます。

私の見解としては、大使としては外交使節の最上位のものというふうに思っております、特命全権大使とか、重要な大使という名称が出てくるのですけれども、自治体機関や企業から任命された行動を行う人、昔でいえば朝廷、幕府など中央政権機関の命を受けて公式に派遣される使者、そういったものを私は大使だと今までは思っておりました。かなり責任の重い地位の固有名称じゃないかなというふうに私は思っております。町が公認する、町長が任命権者ということであれば、もし大使が何か問題を起こしたときに、大刀洗の応援大使ですよということで、名刺を出して、何か問題があったときに使用者責任までは問われたいと思うのですけれども、任命権者

としての任命責任とか、そういったものに発展する可能性もなきにしもあらずと私は思いますので、もう少し任命する基準を決めて、責任のある地位だぞということを大使の皆様知らせるような形で今後考えてはいかがかなと思いますけれども、町長はどう思われますか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘は御指摘として参考にさせていただきたいと思います。ただ、先ほどから答弁いたしておりますとおり、大刀洗町の応援大使については、大刀洗町に愛着がある、あるいは関心がある、関わりを持ちたいという方にすべからくなっていただいて、自分たちのできる方法で、できる範囲の活動を行っていただいているところでございます。議員がおっしゃるように、もっとかしこまったというか、きちんとした定義なり何なりで、厳選したような形でしてはどうかというふうな御趣旨かもしれないんですけれども、今までの運用方法とはかなり異なってまいりますので、それはそれとして一つの参考の意見として、これからの運営についての参考とさせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ありがとうございます。そんな厳選して基準を厳しくして、大使をよりすぐってくれと言っている意味ではありません。今、銀行等々で通帳を作る際にもいろんな基準がある。それぐらいの基準でも構わないかと思うんですけれども、大刀洗の応援大使としてふさわしく、そしてしっかりと活躍してくれるような方々を募っていただくことを今後期待しておきます。

最後に、今後、大刀洗の魅力がたちあらい応援大使などの活動により全国に幅広く伝えられ、「行ってみたい町、住んでみたい町、大刀洗」と多くの人に言われることを願い、私の今回の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでしばらく休憩をしたいと思います。

再開は議場の時計で13時10分より再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時42分

.....

再開 午後1時10分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、議事を再開いたします。

次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いします。

なお、隠塚議員より資料の配付の申出がありましたので、許可いたします。

しばらくお待ちください。

それでは、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いします。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 第2次大刀洗町男女共同参画計画について

2. 新型コロナワクチン接種について

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚春子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従って大項目ごとに、1つ目は、第2次大刀洗町男女共同参画計画についてと、2つ目に、新型コロナワクチン接種について質問させていただきます。

1999年に男女共同参画基本法が制定され、2009年には、大刀洗町でも男女共同参画推進条例が施行されました。そして、2011年、男女共同参画計画の第1次が策定されております。

昨年3月に質問させていただいたときの町長の御答弁の中で、女性の登用率が上がるためには、女性自身が挑戦しようという意識を持つこと、地域や周りが応援しようという意識を持つことが重要であると言われました。私も同感しております。

中でも、基本目標に上げられている男女共同参画のための意識づくりと、男女共同参画を支える環境づくりは、全てに関連するものだと考えております。第2次大刀洗町男女共同参画計画には、1次計画にはなかった基本目標に対して成果指標が盛り込まれております。あくまでも10年後の目標ではありますが、本気度を感じて、大変心強い思いがしております。

そこでお尋ねいたします。

小項目の男女共同参画のための意識づくり、そのための具体策について、男女共同参画を支える環境づくりのための具体策について、③みんなの人権が尊重される社会づくりのための具体策について、④みんなが共に安心できる暮らしづくりのための具体策についてですが、お手元に第2次大刀洗町男女共同参画計画から抜粋した資料があると思います。

成果指標ですが、①の男女共同参画のための意識づくりには3つ、②男女共同参画を支える環境づくりには6、③みんなの人権が尊重される社会づくりには2つ、④みんなが共に安心できる環境づくりには3つの成果指標が示されております。これらに沿った計画やお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の第2次大刀洗町男女共同参画計画について答弁をいたします。

男女共同参画推進計画の4つの基本目標の成果指標を達成するための具体策についての質問でございます。

大刀洗町では、職域、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野で、男女がお互いの人権を尊重し合い、自らの個性や能力を生かしながら共に責任を担う男女共同参画社会のまちづくりを目指して、議員から御紹介がございましたように、男女共同参画推進条例や男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画のまちづくりに取り組んできたところでございます。

今回の第2次計画では、「認めあい 支えあい 共に輝く たちあらい」を基本理念に、御紹介がございました男女共同参画のための意識づくり、男女共同参画を支える環境づくり、みんなの人権が尊重される社会づくり、みんなが共に安心できる暮らしづくりの4つの基本目標と14の成果指標を定めてございます。

この点、成果指標の中には、学校教育において男女平等と感じる人の割合や、役場の管理職における女性登用率、特定健診の受診率、保育所の待機児童数など、町が取り組む具体的な各種施策が成果指標の改善に比較的反映されやすい指標もある一方、家庭生活において男女平等と感じる人の割合や、区長の女性登用数、事業所の管理職における女性登用割合など、町が取り組む啓発活動だけでは成果指標の改善になかなかつなげにくい指標もあるところでございます。

この成果指標に関連しまして、町の男女共同参画推進審議会の会長に就任いただいております村山由香里さんは、区長の女性登用数に関連しまして、次のように言われています。「そんな目標を立てて町は何かしてくれるのか」という質問が出た際、

行政は、それぞれの自治会に対して何もできません。でも、行政として10年後にはこうなっていたいというメッセージにはなると思うのです。我が町はこんな計画を立てているのだから、女性の役員をつくろうという気持ちになっていただけたら変わっていくと思うのです。女性が増えることで、従来どおりのやり方ではなく、新しいまちづくりが見えてくるかもしれません。

このように、今回の計画の成果指標の中には、行政からの啓発活動だけでは達成が難しい指標もございますが、10年後にはこうなっていたいという町からの強いメッセージをお伝えしながら、今後とも男女共同参画のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議員御質問のそれぞれの達成のための具体策につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、各項目の具体策についてお答えいたします。

まず、1点目の男女共同参画のための意識づくりの具体策についてです。

男女共同参画に対する意識を向上させることを基本目標としております。指標としまして、主な成果指標としては、アンケート調査による家庭、地域、学校等のあらゆる分野における男女平等と感じる割合として設定をしております。

具体策としましては、広報を活用した啓発活動、男女共同参画に関する講演会や研修の開催、

保育士、教職員、保護者を対象とした研修啓発など、小さな積み重ねが成果につながっていくものだと考えております。

2点目、男女共同参画を支える環境づくりでございます。

こちらは、あらゆる分野で個性を発揮して活躍できるよう、特に女性活躍推進法に関連した基本目標となっております。主な成果指標としましては、団体、役場、事業所等のあらゆる分野における女性の登用率を設定しております。

こちらの具体策としましては、積極的な審議会等への女性の登用推進、地域防災において男女共同参画の視点の導入、町内事業所や農商工団体等への啓発、こちら、誘致企業会を中心に年1回のアンケート調査を実施、登用率や制度の周知を共有するためでございます。性別にとらわれず、意欲を持った方があらゆる分野に参画しやすい環境を整えていくことが重要だと考えます。

3点目です。3点目、みんなの人権が尊重される社会づくりでは、互いの個性と人権を尊重していくことを基本目標としております。指標としましては、人権講演会の参加やDV被害割合の減少を設定しております。

具体策としましては、人権への認識を深める講演会や学習会の開催、多様な性の在り方への理解促進、あらゆるハラスメントの根絶に向け関係機関への意識啓発の働きかけ、DV、児童虐待等に対しては、関係機関と連携して取り組んでいくところでございます。

最後に4点目、みんなが共に安心できる暮らしづくりでございます。

こちら、多様な人々がいつまでも安心して自分に合った生き方や暮らしができることを基本目標としております。指標としましては、特定健診受診率や男性の育児休暇取得率の向上、保育所の待機児童数の減少を設定しております。

具体策としましては、男性の家事、育児の参画を推進するためのパパ・ママ学級の開催やイクメン養成講座の開催、各種健康診断の実施や健康相談事業の強化、認可保育所の新設、潜在保育士就労支援事業などの実施でございます。また、各種保育サービスの充実等もでございます。

全ての方が、ワーク・ライフ・バランスを実現できるように取り組んでいきます。家庭、地域、就業の場、学校などあらゆる分野で推進していくためにも、町、そして町民の皆様、地域、事業所等が意識を持って連携しながら進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 通告はしておりませんでした。この計画策定に当たっての町長の思いを伺いたいと思ったことでしたけれども、よく理解できました。

第1次計画の作成には私も審議委員として加わらせていただいたんですが、当時は男女共同参画という言葉を知らない方も多くて、字面のせいか、堅苦しいと感じられる方や、何だか女性が

得をするようなイメージを持った、そういう方もおられたように思いました。また、男性が家事や育児、介護をしなければならないことだと思っておられた方もいらっしゃいました。

最近では、テレビでSDGsの特集が組まれていることも後押しをしているように感じておりまして、10年前とは環境が違ってきているように思います。裏面にもありますように、少しではありますが、男女ともに学校のPTA会長や職場の管理職、地域の区長など、「おおむね引き受ける」と答えた方が増えています。そのような状況にあっつか、成果指標もかなり高く設定されているように思います。

①の意識づくりについては、性別役割分担意識が根づいていると思われる中で、ほぼ倍の目標値となっており、大いに期待をしております。

②の環境づくりについてです。

登用率の件なのですが、役場での女性管理職の登用率は政府の目標では、2030、つまり2020年、令和2年に女性の登用率を30%にというものでした。政府は、目標期間を残念ながら2030年までにと10年間延長いたしました。しかしながら、役場での女性管理職の登用率は、平成30年、2018年から40%以上で推移しています。これはとても素晴らしいことだと思っております。

そこで、前回質問させていただきましたときに確認させていただいたことですが、審議会、委員会の登用率の件ですが、昨年3月の質問のときには、女性が25%以下の審議会、委員会が6ということでしたが、変化はありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えいたします。

審議会の女性の登用率、変更がありますかということでございまして、令和元年と令和2年度に関しましては、委員会については増減、令和3年度についてはただいま調査中となっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） すみません、うまく伝わらなかったようですが、一昨年の実績として、審議会、委員会合わせて女性の登用率が25%以下のところが6あるという御答弁でした。昨年度、令和2年度の審議会、委員会の中で女性の登用率が25%以下の数字に関しては変化があったかどうかということで、お尋ねしたんですが、今、令和2年度の分は調査中という、統計が出ていないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 再度答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 令和3年4月1日分を現在調査中でございまして、現在持っているものは、令和2年4月1日時点の数字が現在あるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） それで、25%以下が6つあったけど、その委員会の改善はできたのかという質問だと思いますけど。変化があったのかどうか。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 25%以下のところの増減というところでございますが、全部の団体がございますので、かくかく減少しているところもあれば、増加しているところもあって、現在、令和元年度が25.7%から令和2年度が28.5%と増加しておりますが、減少している団体もございますが、増加している団体もございますという答弁でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 増減の数の審議会、委員会を聞いたかったんですけども、大丈夫です。

それについてですが、昨年3月の御答弁のときに、登用率の話のときに、住民協議会の任期の運用の見直しをすることを検討したいという町長の御答弁だったんですが、今答えられたように、25.7%から28.5%になっておりますが、これは任期の運用の見直しをされた結果でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 令和2年4月1日時点の増加の原因は、住民協議会の数が入っているわけではございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 分かりました。任期の運用の見直しがなされていないという中で、一昨年の25.7%から3ポイントの上昇というのは、かなりのいい数字が出ていると思って、大変喜ばしく感じておりますし、皆さんの努力の結果じゃないかなと思っております。

次に、先ほど少し出ましたが、女性区長の登用数ですけども、ゼロ人から8人となっております。町長の御答弁では、地域の問題ですから、確かに口出しができない、地域の自主性を重んじるということから考えると、働きかけをするくらいしか、ある意味できないのかなと思っておりますが、それに関してもうちょっと何かこういうことを具体的に働きかけていきたいとか、考えていらっしゃることがもしありましたら、教えていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。どなたが答弁されますか。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 隠塚議員の御質問にお答えいたします。

女性区長の登用についてということでございます。少し経緯をお話しさせていただきますと、先ほど、町長答弁にもございましたように、まずは審議会において出た意見としまして、審議会の委員さんのほうから、せつかく計画を立てるのであれば、一番重要な問題であります女性区長

の登用について、強いメッセージを出したいという御意見が出まして、それでしたら、この計画に明記することにしましょうと、区長を決める際のそれが理由にもなります。町としてこういうメッセージが出ているという理由にもなりますので、地域としても動きやすいであろうという審議委員会での強い意見が出ました。

その後、この発言から計画の指標でしっかり明記する、委員会等への女性の登用のきっかけとしていきたいという意向になったという経緯がございます。また、令和3年の2月全員協議会において、議会説明をさせていただいて、皆さんお聞きいただいたところだと思っております。そのときの議会説明の資料のときには、数値的なことはまだ明記しておりませんで、御質問いただきましたので、「区長の女性登用の目標値とかはどんなふうに考えていますか」と聞かれましたので、「現時点で審議会のほうでは校区に1名、4名程度というふうに考えております」とお答えしたところ、そのときの全員協議会の場で、「もうそれだったら思い切って半分ぐらいの目標でもいいんじゃないか」という強い御意見もいただきました。またその御意見を審議会のほうにお戻ししたんです。そしたら、審議会のほうでは、議会のほうでもそのように応援して下さるのであれば、町の強いメッセージとして、ここは校区で2名ずつの合計8人ということにしましょうということ、この数値が上がっているところでございます。

町としては、この数値がそういった経緯で決まったことも後ろ盾になっておりますので、各校区に対しては、校区から2名出してくださいとしか言えませんが、メッセージとして発信し続けたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確におっしゃるとおりだと思います。本当に各校区から2名というのも、かなり高い目標というか、10年後とはいえ、そういうことを考えると、先ほども申し上げたように、意欲、前向きな姿勢を大変感じております。このような状況の中で、今一人もないという中で、大変難しいことだと思いますけれども、まずは副区長の誕生があれば、そこがきっかけになるのかなと考えているところです。

次に、女性の消防団の登用率についてです。

水害が気になる時期となりまして、消防団の活躍が想定されます。内閣府が出している男女共同参画の冊子にも、女性消防士が2ページにわたって特集されたこともあります。消防団の女性登用数が、現在の5名から13人とあります。これもかなり高い目標ではないかと思いますが、まず、現在の女性消防団員の方たちの活動内容を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、隠塚議員の御質問にお答えいたします。

女性消防団の活動内容ということでございます。

まず、1点目が、女性消防団につきましては、通常の消防団の活動、訓練とか規律とか、そういうのが一つ上げられます。

2点目としましては、消防団の行事予定での司会進行役をお願いしております。

3点目としましては、各小中学校もしくは団体において、救急救命講習会を実施されておりました、その中で指導員のサポート役をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今、訓練ということでしたけれども、訓練内容としては、男性と同じような訓練を受けていらっしゃるということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） おっしゃるとおり、通常の消防団員の訓練と一緒に訓練を実施しております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 体力的なものとか、力とかいうことを考えると、随分頑張ってくださいているんだなと思って、ちょっとびっくりしておりますが、小中学校の救命の講習のサポートとか、これはすごく大事なことだと思いますし、それこそ住民全員が経験というか、知っているに役に立つことだと思うので、すごくいい活動をしていらっしゃるなと思います。

仕事とか家庭生活もある中で、今教えていただいたような中で、訓練はちょっとびっくりしておりますが、行事予定の司会とか、救命講習のサポートであるとか、そういったことであれば、私でもできるという女性も出てくるんじゃないかなという気がしております。

女性消防団員の公募もなされているということでしたが、残念ながら、ホームページなんかをよく見ている方も知らなかったとおっしゃる方がいらっしゃいました。各分団の募集要項や時期などの周知の仕方というのを、ホームページとか、多分、広報とかでもやられているし、回覧板でも回っているんじゃないかと思いますが、もう少し何か僭越かもしれませんが、広報の工夫なんかをしていただけたらと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） いろいろ工夫してはやっております。消防団の募集関係につきましては、総務省のほうで消防団関係を取り扱っておりますので、総務省の消防団募集、ポスターなり参考文書、募集案内等を参考に、町のほうも町の広報誌に載せたり、もしくは各分団のほうにポスター掲示をお願いして、募集の周知を図っているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） これからもよろしく願いいたします。昨年はたしか定数に満たない分団もあったようですので、これは分団の自主性というか、分団が考えることなのかもしれませんが、何か随時、不足人数の方の募集をやっていただけるようなサポートみたいなことをやっていただけたらなと思っていますところでは。

全体のことになりますが、4つの基本目標の中で、コロナ禍の中ですごく大変だとは思いますが、すけれども、本年度にこれだと思って企画されていることがありましたら、教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今年度にこれだという施策があるのかということでございまして、町のほうでは、昨年度来、発展的解消をしまして「もちのきの会」のほうをまず使った啓発を進めていこうとしておりまして、昨年度、規約等をつくりまして、6月1日に町のホームページのほうに募集の登録、チラシ等を掲載しておるところで、これから7月に向けまして、各町内の誘致企業会や事業所、そして農業関係、女性関係の団体でございまして、個人にも広く呼びかけをして、男女共同参画の推進を広めていきたいと思っております。

同時に、男女共同参画の補助金のほうも策定が終わっておりますので、そちらのほうもホームページのほうにまず掲載のほうが今終わってはいる段階で、「もちのきの会」の入会の促進と同様に、そちらのほうも周知をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 元メンバーとしては、大変うれしい限りです。事業所とかにも働きかけをしていかれるということで、広範な人が集まるということで、多様な方々の意見がそれぞれに出てくる、それぞれの方たちの意見を尊重することによって、町全体のことに広がっていくというふうに考えておりますので、大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。

より高く飛ぶためには、より低くかがまなければならないというように、本年度は計画や企画を練るときだと考えています。10年後のために、よりよい企画立案が立てられるよう願っております。

次に、大項目の2です。

新型コロナワクチン接種についてです。

ワクチン接種が始まっております、情報の共有化は重要なことだと思っております、ほぼ週ごとに接種状況の御報告をいただきました。ありがとうございます。

小項目ですが、①改めて接種の現状と今後の予定について確認させてください。②予約開始時のトラブルとその改善策は。③現時点で、副反応があった方はいらっしゃいましたでしょうか。

以上、3点、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の新型コロナワクチン接種について答弁をいたします。

まず、1点目の接種の現状と今後の予定についてですが、大刀洗町では先月7日から、重症化しやすい75歳以上の皆様から接種を開始し、70歳から74歳の皆様には先月31日に、65歳から69歳の皆様には今月7日に、接種券を発送いたしております。

接種場所は、町内の3つの医療機関での個別接種と、ドリームセンターでの集団接種を実施をいたしております。この際、当初は、ワクチンの供給量が限られることや、3週間後に2回目の接種枠を確保する必要があることから、個別接種は週180回、集団接種は週に120回と、当初想定した半数の接種回数からスタートし、次の段階でございます基礎疾患のある皆様への来月中の接種開始を目指して、個別接種は週360回から400回へ、集団接種は週240回から300回へと接種回数を段階的に拡大してきたところでございます。

今日の西日本新聞の朝刊にも一部載っておりますが、6月13日までに1回目の接種を終えた高齢者の皆様は2,149人、接種率46.2%、2回目を終えた皆様は788人、接種率17%となっております。

今後、今月中に64歳未満の皆様に接種券を発送し、基礎疾患のある皆様をはじめ年齢階層ごとに段階的に順次予約を受け付けていく予定でございます。

次に、2点目の予約開始時のトラブルとその改善点についてでございます。

今回のワクチン接種では、一時的に予約が殺到し、電話が繋がらないなどの予約開始時のトラブルがあらかじめ想定されておりましたので、大刀洗町では、高齢者の皆様への接種券の発送を75歳以上の皆様から開始するとともに、専用のコールセンターを設置し、インターネットやLINEでも予約できるよう準備をしてきたところでございます。

しかしながら、4月20日の予約開始時には、委託先の設定ミスによりまして、開始2時間ほどはインターネットでの予約ができなかったこともございまして、コールセンターへの予約の電話が殺到し、電話が繋がりにくい状況となりました。町民の皆様には、大変御迷惑をおかけしたことをおわびを申し上げます。

このため、当日は電話回線を1回線増やして、5回線で対応するとともに、庁舎へお越しになった皆様や、コールセンター以外の役場への電話でも、職員が内容を聞き取り、代行予約するなどの臨時の対応をしたところでございます。

また、74歳未満の方の予約開始時には、回線をさらに1回線増やして6回線で対応するとともに、70歳から74歳の皆様と65歳から69歳の皆様への発送時期を1週間ずらすことで、予約時の混乱を回避してきたところでございます。

このように、大刀洗町では、75歳以上の高齢者の皆様から段階的に接種券を発送したことや、予約を一定数で打ち切ることなく、電話やインターネットがつながれば必ず予約できるようにしたことから、当初2日間はコールセンターへ電話につながりにくい状況が続きましたが、それ以降は、他の市町村で報道されているような大きな混乱はなかったものと考えております。

次に、3点目の現時点での副反応の有無についてですが、先行接種対象者における副反応報告では、疼痛、倦怠感、頭痛、発熱といった副反応があり、1回目よりも2回接種後、年齢性別では、若年者や女性のほうが副反応の頻度が高くなるという報告がなされております。

大刀洗町では、現在までのところ、集団接種会場での重篤な副反応や医療機関からの報告や住民からの相談はございませんけれども、一定数副反応は発現しているものと思われま

す。いずれにしましても、副反応については、免疫を獲得することに伴う反応であり、接種券への説明文の同封や、接種会場で情報を掲示するとともに、接種後の待機時に看護師が声かけをし、体調の確認や副反応に対する不安の解消に努めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 接種の現状と今後のことに関しては、詳しく分かりました。今後もトラブルなく、また、dボタンでの配信もされているようですので、そちらを含めてよろしくお願

いいたしたいと思

います。

2番目の開始時のトラブルの件ですが、今御答弁いただいたように、確かに電話がつながらないとか、サーバーが落ちたとかいうようなお話を聞いたことがあります。それと、今は広報で知らされていますけれども、2度目の予約が1回目の接種を受けてからというようなことになって

いたようですので、そこも改善されて周知もされているようで、大変よかったですなと思っております。

現在は電話回線も増やされたということですので、トラブルなくというか遅滞なく予約は取れているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

現在は、先ほど言われましたように、予約の回線を6回線まで増やして対応をさせていただいております。それと、発送する時期もずらしてありまして、若干、コールセンターにつながりにくい時間帯も、特に午前中つながりにくい時間帯もございますが、大体は1日ぐら

いはつながりにくい状況もありますけれども、対応できているものと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 接種年齢を5歳ごとに分けられたというのは、私個人の意見ですけ

れど、グッドアイデアだなと思っておりますし、今後もスムーズな予約ができるようによろしく
お願いいたしたいと思います。

先ほど御答弁があった副反応についても、おっしゃられたように、痛くて腕が上がりなかつた
などの話を数人から聞いておりますが、大きな副反応が報告されておらずに、大変安心しました。
2度目の接種を受けた方も、先ほどの御答弁のとおり徐々に増えてきています。このまま重篤な
副反応が出ないように願っております。

集団接種を受けた方の中には、夜中に具合が悪くなったときはどうしたらいいんだろうと心配
をしている方もしていらっしゃいました。よほど具合が悪いということであれば、もちろん救急
車を呼ぶでしょうけれども、接種時に解熱鎮痛薬だと思いますが、渡されるようです。解熱鎮痛
剤を服用しても効果があまりなかったけれど、救急車を呼ぶにはというような場合もあつたりと
かすると思いますので、薬をお渡しするときに、よく現場で対応なされているように先ほど伺い
ましたけれど、一言何かそこら辺の説明を付け加えていただくと、また安心感が違うんじゃない
かなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

集団接種会場におきましては、先ほど御説明したように、待機時間の間に看護師が声かけを行
いまして、体調の管理、それと不安に思っていることについてお話をさせていただいているとこ
ろでございます。今後につきましては、そういう熱が出たときの対応等についても、そういうふ
うにアドバイスをさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 一言のプラスの言葉があると、接種された方も不安がかなり解消さ
れると思いますので、よろしくお願いたします。

接種を受けた方が増えていくと、気がかりになるのは、接種できない方、お体の理由とか、あ
るいは接種を選択しない方への圧力です。接種は自由意思だと分かっているけど、接種した方が増
えていくと、そういう圧力や批判が出てこないとも限りません。役場の1階には感染した人を責
めたりせず、みんなで支えようというポスターがあります。これと同じように、接種を選択しな
かつた方への批判とか圧力がかからないような十分な周知をお願いしたいと思いますけれども。
時々、テレビとかで言うてはいますけれども、実際に接種者が増えていくと、あなたはした、し
ていないという会話がが増えていくと思いますので、今後、ないことを願っていますけれども、も
し感染者が増えた場合に、接種をしていなかったというときの非難というかそういうことも考え
られると思いますので、ぜひそういうことがないような周知をお願いして、私の質問は終わらせ

ていただきます。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 行政のありかたについて
2. 新型コロナウイルス感染症対策について
3. 教育について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。発言通告に従って発言させていただきます。

何かこういう形の亚克力板を見ておりますと、昔の甘木線を思い出しまして、懐かしさに浸っておるところでございます。甘木線の保存活動については、私も大いに協力したいと思います。

本日は、大きく3点について質問いたします。

今、全国、全世界で新型コロナウイルス感染による混乱が発生しています。また、近年、当町でも、全国でも水害や地震など災害が多発しています。今、国や地方自治体がすべきことは、感染症対策や災害対策に全力を挙げるとともに、今後、こうした突発的な事態にも的確に対処できる行政づくりに取り組むことではないでしょうか。現場で奮闘しておられる職員の皆さんには敬意を表すとともに、住民の生活、生命と安全を守り、福祉の向上を図るという基本で、今後も徹底して住民の皆さんの苦難解決に寄り添っていただきますよう、切にお願いするものです。

しかしながら、実際には、全国で公務員の数が十分ではなく、また、公立病院や保健所も削減、廃止が進められてきたため、感染症や災害に十分な対応をすることが困難であるというのが、全体的な現状ではないでしょうか。職員の方からすると、十分ではない職員数で突発的な問題に対応せねばならず、一方、住民から見ると、行政になかなか対応してもらえないという気持ちもあり、大変、現場の御苦労は大きなことと思います。

では、政府の見解として、今後の行政の在り方をどうしたいかということを見ても、コロナ感染対策の不備を反省しないどころか、ますます行政の役割を縮小し、デジタル化推進の名の下に、データの営利企業への活用や、そのためにマイナンバーを推進するなど、行政のあるべき姿と逆の方針が加速しているのではないのでしょうか。

さて、今後の方針を問うに当たって、少しこれまで行政の経緯についても見解をお聞きし、評価や反省を踏まえて考えていく必要があるのではないかと考えまして、質問する次第であります。

第1に、ここ20年間の職員数、正規職員、非正規職員の変遷について、行政の考える傾向と課題、今後の方針についてどのようにお考えでしょうか。

第2に、ちょうど20年前、2001年から2006年にかけて、小泉純一郎氏が内閣総理大

臣を務め、聖域なき構造改革と称して三位一体の改革といわれるものが進められました。この結果、地方自治体に対しても地方交付税の削減や市町村合併の推進などが進められ、大刀洗町も含めて地方自治体に大きな影響があったと認識しております。小泉内閣によるいわゆる三位一体の改革がもたらした影響について、町長の見解をお聞かせください。

第3に、こうした中で、全体として職員数の減や公立病院の廃止、公立保育園の民営化、公務の民間委託などが進められてきたものと認識しております。そして現在、感染症や災害が多発しています。そうした中で、今後、自治体が目指すべき姿はどういったものであるべきか、町長の見解をお聞かせください。

第4に、特に小泉改革以降の新自由主義路線というものが推進される中で、民間委託のみならず行政そのものが利益を追求するような風潮、また官民一体となって利益を追求するような風潮が一部にあるように感じますが、これについて、町長の見解をお聞かせください。

以上、大きな1問目についてよろしくお願ひします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の行政の在り方について答弁をいたします。

まず、20年間の職員数の変遷についてですが、正規職員につきましては、20年前の平成14年度の112名をピークに徐々に減少し、平成26年度と28年度の82名が最も少なく、14年度の73%まで減少し、その後、徐々に増加し、本年度は再任用の2名を含め93名となっております。

非正規職員につきましては、現存する資料で確認可能な平成17年以降の社会保険が適用となる2か月以上任用した職員数で比較しますと、20年度までは62名から66名と微増が続き、21年度には、保育所の民営化に伴い48名まで一旦減少しますが、22年度には学校給食の調理業務の嘱託化に伴い60名に増加し、以降、26年度まで81名と増加傾向が続きますが、27年度には、学校給食の民間への業務委託に伴い56名までまた再度減少し、それ以降は増加傾向が続き、本年度は92名となっております。

次に、傾向でございますが、正規職員につきましては、平成18年3月に策定した大刀洗町行政改革大綱に記載されているとおりでございます。最小の経費で最大の効果を上げるため、事務事業及び組織機構の見直しにより、極力職員数を抑制し、定員管理の適正化に努めるとともに、特殊性、専門性、短期的な業務については、その知識、技術を持つ嘱託職員など定数外職員の活用に努めた結果、徐々に減少をいたしております。

この際、保育所の民営化や学校給食の調理業務の見直しや町立診療所の指定管理者制度導入に伴い、保育所や小中学校、診療所で働く職員数は減少いたしておりますが、役場の庁舎内で働く職員数については、下水道部門を除けば大きな増減はなかったところでございます。

また、近年は、災害の増加や新規事業等の実施に伴い、職員数は増加に転じております。なお、非正規職員については、保育所や学校給食の民営化に伴う一時的な減少を除けば、一貫して増加傾向にあります。

次に、課題ですが、行政改革に伴い、保育士及び給食調理員を役場庁舎内で一般行政の業務に従事していただくようになった時期と、職員の年齢構成上、ベテラン職員の大量退職の時期が重なったことから、職務のノウハウの継承をはじめ、職員の人材育成と能力開発が大きな課題でしたが、各種研修の充実や職員間の協力で今日まで対応してきたところでございます。

また、大刀洗町では、昨年まで4年連続で大雨災害に襲われるとともに、現在の新型コロナウイルス感染症対策等、職員で協力しながら災害対応や突発的な新規事業に従事していますけれども、平時はともかく、有事の際にはマンパワーの確保が大きな課題になると考えております。このため、ここ数年は採用数を増加させるとともに、受験年齢の引き上げや、人物重視の選考等、優秀な職員の確保に努めてきたところでございます。

次に、今後の方針につきましては、職員の年齢構成に偏りが生じないように、一般事務については、毎年2名程度を継続して採用するとともに、技術職については、退職者や各事業の状況を考慮し、必要に応じて採用していく予定でございます。また、会計年度任用職員については、各年度の事業の予定や各課の執行体制を踏まえ、必要に応じて任用してまいります。

次に、小泉政権下でのいわゆる三位一体の改革がもたらした影響についての見解についてでございます。

三位一体改革とは、地方分権の推進と、国と地方の財政再建を目的に、国から地方への税源移譲と補助金の縮減・廃止、地方交付税の見直しを一体的に行うものでございまして、同時期に進められた市町村合併を財源面から後押しする一面もあったのではないかと考えてございます。

この点、平成18年3月策定の大刀洗町行政改革大綱では、「景気の低迷による町税の減少や地方分権が進展する中、国の三位一体改革による税源移譲は地方交付税や国庫補助金の削減を補う期待はできず、町の財政状況は年々厳しさを増し、これまでどおりの行財政運営を続けた場合、近い将来、町の貯金である基金はなくなり、従来どおりの行政運営は不可能な状況です。こうした状況の中で、本町も市町村合併による行財政改革を推進しましたが、平成16年6月に実施した住民投票の結果を受けて、大刀洗町は単独の道を選択し、住民と共に自立のまちづくりを進めることにしました。大刀洗町が自立していくためには、原点から行政サービスの在り方や基準、住民負担の見直しが必要であります」と、改革の必要性をうたっており、これまで、効果的な行政運営、地域住民との協働、財政の健全化を3本柱とする行政改革大綱に基づき、その後の町政運営を進めてきたところでございます。

次に、災害や感染症等が多発する中で、自治体の目指すべき姿についてでございます。

地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであり、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定をされてございます。

このように、効率的な行財政運営に努めながら、住民の福祉の増進を図っていくことが町政運営の基本でございまして、災害や感染症が多発する中、町民の皆様の安全、安心の確保に最大限留意して、町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、稼ぐ自治体への見解についてでございます。

ふるさと納税については、大刀洗町では、平成27年度から「さとふる」と提携して本格的に取組を開始し、昨年度は全国の5万人を超える皆様から12億円を超える御寄附をいただいております。最近3年間は連続して10億円を超えるなど順調に推移してございます。

また、御質問の趣旨とは少し離れるかもしれませんが、歳入の確保の観点から申し上げますと、10年以上にわたり子育て支援と教育環境の充実に一貫して取り組んできたこともございまして、平成19年度をピークに減少傾向にあった大刀洗町の人口は、住民基本台帳上では、現在、過去最高を更新するなど、ここ数年は増加傾向に転じており、固定資産税をはじめ税収の増加につながっているところでございます。

今後とも、ふるさと応援寄附金等の自主財源の確保に取り組むとともに、有利な補助制度の積極的な活用など、歳入の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。では、順次、再質問させていただきます。

1点目でございますが、答弁にもありましたように、小泉内閣による三位一体の改革というものを受け、当町でも税源移譲と税源と権限移譲ということが言われていたのですが、実際には地方交付税や補助金の削減というものが大幅に強行されまして、減額が全国で10兆円と、それに対して税源移譲は3兆円ということで、地方の財源の縮小という攻撃が行われたのではないかと考えています。

おっしゃったように、町が平成18年3月に行政改革大綱を策定しました。この中で、人件費などの支出削減や住民負担増があらゆる分野で検討され、実施されてきたわけです。町営施設の利用料値上げや、証明発行手数料の値上げ、ごみ袋代値上げ、人件費の削減、非正規化や民間委託の推進、図書費の削減、団体補助一律削減と、今拝見しましても、大変ため息が出る内容であります。その報告書によりますと、職員給与の削減として113名だったものが22年度には100名ということで、21年度の降下額が3,031万円とされております。

なお、御存じのことと思いますが、コロナ禍の中で、第32次の地方制度調査会答申が行われ、ここではコロナ禍での公務員削減というものを反省するどころか、さらなる公共サービスの産業化など、基本的に自治体戦略の2040構想を踏襲し、多くの問題をはらんでいると考えられます。地方創生の失敗やコロナ対策にほとんど触れず、さらなる広域化や地方自治の空洞化を目指す内容ではないでしょうか。

一方で、デジタル化や行政の産業化には極めて熱心であります。これに対して、特に町村会など、小規模自治体が多い町村会や町村議会からかなり反対の声を上げていただいているのは心強いことでもあります。

まず、職員数について、現在、底を打った後にそういう災害対応などで増員と、それから計画的に増員を図っていくという御答弁がありました。なお現在においても、類似自治体においては正規職員数は日本一少ないというふうにお聞きしていますが、そのような状況でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。堀内人事法制係長。

○人事法制係長（堀内 智史） それでは、御質問にお答えいたします。

類似団体で比較いたしますと、平成31年4月1日現在では、類似団体比較して、全国で最も職員数は少ないところがございます。昨年、令和2年4月1日時点でいきますと、全国類似団体で比較して2番目に職員数が少ない自治体となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 増員に転じて、なお類似団体において正規職員数が日本一少ないという状況で、片や経常収支比率が低いというのがあるけれども、人数が少ないということで、適切な支出なり運営というものが今求められていると思います。

もう1点お聞きしたいのは、作業をしていくということでお聞きしたんですが、特に人員増といってもいろんな分野がございます。国が地方自治体に対して推進をしてくる分野もございまして、そこにやっぱりどうしても手を取られるということもありますが、もう一度ちょっと確認したいのが、特に町長として重点配置すべき分野についての認識がいかにかということなんです。

特に、通常の活動に加え、感染症や災害等が発生した場合に、適切に対応できる職員数というのをどういうふうに見ていらっしゃるか、その辺、再度御確認したいんですけど。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

職員数についての御質問でございます。

まず、類似団体等の比較がございましたけれども、大刀洗町の場合は、一つには、地形的にフラットな地形で、急傾斜地等もございませんし、あと、いろんなごみにしても、し尿にしても、

下水道にしても、水道にしても、消防にしても、一部事務組合で広域で処理をしております。そういうことが職員数が少ないという理由の一つでございます。

それから、先ほど来説明がございましたように、町として住民投票の結果、単独でやっていくんだということを決断して、そのために徹底した行財政改革に取り組んで、いろんな、議員から見るとお叱りを受けるんですが、保育所の民営化や学校給食の民間委託等に取り組んだ結果、少なくなっている面がございまして、先ほど来、冒頭に申し上げましたとおり、事業進捗に伴って減少した下水道部門を除けば、職員数は増減ございませんし、ここ4年ぐらいは増加に転じて、一番減ったときから10名以上の増員になっているということがございます。

その上、議員の御質問でございますけれども、その時々でいろいろな行政需要というか、行政が重点的に取り組まないといけない業務というのは変わってまいります。今でいえば、まさに新型コロナウイルス感染症対策がそうでございますし、4年連続となった災害対策、この2つが最重要の課題でございます。

そういうこともございまして、一般事務には異動がございませんので、必要なところに職員を配置するとともに、今回の新型コロナウイルスのワクチン接種でもそうなんですけれども、全庁的に協力体制を敷いて、その業務を役場一体となって取り組んでいるところでございます。

あと、災害対応に関しましては、どうしても技術職の不足というところは、なかなか一般事務ではカバーしづらい面もございますので、今年度については土木職の採用を考えているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本来、行政分野とそれから医療分野というのが、一番、非常時に備えて余裕がないといけないのに、いわゆる質問でもやりましたけど、小泉構造改革というものがここは真っ先に医療、教育、福祉、行政分野を削減することに狙いがあったということで、この20年来の結果として、全国的に行政が十分に機能しなくなったということがやはり大きな流れとして実感もしつつなさっているけども、ぜひ御理解いただければと思います。

その上で、今後、こうした状況から行政本来の職務に邁進するために、どのような行政としての方向が必要かということで質問させていただきました。通常時に加えて、災害時や非常時に適切に対応できる人員計画というものを期待するものです。また、緊急対応等での過重な労働が発生しないように、適切な労務管理も併せて求めるものであります。

2つ目に、小泉構造改革の影響についてですが、特に、全体的な削減とともに教育、福祉、行政分野というものの削減が行われてきました。これがまさに大刀洗町においても公立保育所の廃止ですとか、給食の民間委託と、また町営診療所の指定管理化とも影響していると考えますが、これについての評価といいますか、どのようにお考えでありましょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

町がこれまでやってきた行政改革の評価についての御質問でございます。

ここは議員とは認識が異なるかと思えます。私が前に副町長で大刀洗町に参りましたのは、平成20年の4月でございます。そのときに、前の安丸町長から、あるいは当時の秋吉総務課長からずっと言われていたのは、とにかく大刀洗町はこれまで、市町村合併があるということも考えていたこともあったのかもしれませんが、安丸町長が町長に就任する前の数年間は、ずっと町の基金を取り崩して行財政運営を続けてきたところでございます。なので、このままいけば、大刀洗町は破産するんじゃないかというのが、常々前町長が言われていたことでございまして、まずは基金からの繰入れがなくても収支が均等する、そういう財政の健全化というのが一番の目標でございました。

ですので、私が来たとき、あるいは、安丸前町長が町長に就任する前から策定されていた行政改革大綱がありましたけれども、なかなかそれが大綱に書かれてあるとおりの改革がなされていないような状況が、もちろん一部はされていたんですけども、大きなところはありましたので、そこを一つ一つ取り組んでいったところでございます。

その結果として、平成20年以降、町の基金を取り崩さずに行財政運営が行われることが出来るようになったところであり、そこで、縮減した財源を使って子育て支援なり教育環境の充実に、これまで重点的に取り組んできたところでございます。その結果として、ずっと減り続けていた大刀洗町の人口も、子供の数も現在増加に転じているところでございまして、あの当時の認識では、今から考えても、ああいう行政改革の取組というのは、あの時点の大刀洗町においては必要なことだったんじゃないかというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば、保育園についても、結果的に民営化するという議論はあるとしても、当時、移行の準備期間が1年もなく、また町立の2園とも一気に民営化するなど、当時の町長の手法は極めて性急で、住民不在であり、今でも私は妥当ではなかったと考えております。適切な準備期間を設けることや、職員の再配置を十分に検討する、あるいはせめて1園は町立として存続させて、町の保育責任を担う役割を果たすべきだったのではないかと考えております。現在の運営について何か申し上げているわけではありません。

また、とにもかくにも小泉構造改革が多大な地方に対してこういった影響を及ぼしたということは間違いのないところだと思います。また、そういう小泉構造内閣の中で大きな歳入不足が発生したと、それにどう対応するかはともかくとして、そういう現状であったろうと思います。

4点目であります。言うまでもなく、行政が行うべきサービスはもうけの対象ではなく、住民

福祉の向上のために行うべきであります。

先ほど、ふるさと納税についての御答弁をいただきましたが、ふるさと応援寄附金制度について、私は何かを言うつもりはございませんし、法律の中で御寄附いただいたものを適切に、お礼品なり有効に使うということについては、何ら反対するものではありませんので、それは目的に沿った適切な管理と運営をお願いしたいと思います。

ただ、そこではなくて、いわゆる財界等と一体となったもうける自治体と申しますか、そういうものじゃなくて、憲法と地方自治法の精神に基づいて一人一人の住民の福祉の向上のために公共の役割を果たすと、私が言うまでもないんですが、述べたような自治体戦略の2040構想や圏域行政やデジタル化、公共サービスの産業化はこれに逆行していると思います。

当町においても、私は葬祭場がその一つであると思います。これについては、他議員からも指摘があるように、もともとの設立動機から建設費の財源、運営や寄附の在り方など、様々な運用上のそごが生じているのではないのでしょうか。もうけではなく、建設費用や維持費、改修費をどう賄うかの制度設計の再検討が必要ではないかと思えます。現在の指定管理の在り方や契約期間の在り方、株式会社の役員に対して等についても、今後検討が必要と思えますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） では、平山議員の御質問にお答えいたします。

これまでも数回、一般質問の中で、株式会社たちあらいの運営方法、斎場大刀洗の件で御質問がありましたので、その都度回答しておりますので、従来どおりの方針でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについては、今後も質問を続けていきたいと思えます。

また、これは今、町として大刀洗葬祭場を2億円強かけて建設して、これを運営して、これはある一つの指定管理がさせているというんだけど、公共施設の在り方としてこれは妥当なのかどうかということ、再度やっぱり検討していただきたいと思えます。指定管理期間が今後ありますので、それに向けての検討というものが需要ではないかと思えます。

大きな2点目であります。

災害とコロナ禍の下で、本来あるべき地方自治体の像が見えて来たのではないのでしょうか。政府の対策が不十分な下で、逆に地方自治体の独自の役割や自立性が今発揮されていると思えます。また、ワクチン接種や各種住民支援の充実、スピードなど、大規模自治体よりも小規模自治体の優位性が明らかになっています。

地方自治体が自ら科学的判断の下にPCR検査などをより拡大し、感染状況の詳細な把握を行

いながら、医療体制、福祉・介護体制の持続性の確保を図り、産業、雇用の維持を図る政策を実現する必要があると思います。

現在、町内で感染なされた累計については、毎週御報告いただいております。感染状況については、県の管轄であるため、町としては県が開示した以上の情報はお持ちでないとはお聞きしているところですが、第一に、特に町内の感染状況について、傾向と対策の現状はどうでしょうか。

2点目に、感染情報の把握の強化についていかがでしょうか。

3、社会的検査の拡充やPCR検査などへの独自助成はいかがでしょうか。

4、ワクチン接種について、分野別接種状況や交通弱者などへの対策はいかがでしょうか。

5、経済活動について、町内での消費を喚起し、経済を循環させる取組はいかがでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の新型コロナウイルス感染症対策について答弁をいたします。

まず、1点目の町内の感染状況の傾向と対策についてですが、福岡県から連絡があった町内の新型コロナウイルス陽性者数は、先月末時点で78名であり、このうち、4月、5月で連絡があった50名のうち、60代以上が2名なのに対し、20代が25名と半数を占めるなど、若い世代を中心に陽性者数が増加をいたしております。

この間、町民の皆様にはマスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防の徹底を繰り返し呼びかけるとともに、町有施設での感染防止対策をはじめ、町内の医療機関や福祉施設、地域での感染防止対策を支援してきたほか、町内医療機関の協力により、ワクチン接種を現在全力で取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の感染情報の把握の強化についてですが、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、対応は、保健所を設置する福岡県、福岡市、北九州市及び久留米市が実施をいたしております。この際、個人情報保護等の観点から、他の自治体への情報提供にも制約があり、現在のところ町独自に感染状況の把握を強化することは困難な状況でございます。

次に、3点目の社会的検査の拡充や検査への独自助成についてでございます。社会的検査については、現在、福岡県が高齢者施設等の職員を対象としたPCR検査を実施いたしております。また、現在、各医療機関では、ワクチン接種に全力で取り組んでいただいているところでございまして、地域の医療機関にさらに負担をかける形での社会的検査の拡充は現在のところ難しいと考えてございます。

このため、現時点での検査への独自助成は考えておりませんが、従来に比べ、安価で精度の高い抗原検査キットも提供されつつあるとの情報もございますので、今後の地域の感染動向や医療

機関の状況、最新の検査の動向等に注視してまいりたいと考えてございます。

次に、4点目のワクチン接種について、分野別接種状況や交通弱者などへの対策についてですが、町内の医療機関の医療従事者への接種はほぼ完了し、町内の高齢者施設等ではワクチン供給拡大に伴い、今月から接種が開始されているとお聞きをいたしております。

また、現在までのところ、接種場所までの移動手段がないため接種できないという連絡は受けてはございません。これは、集団接種に加え、町内3か所の医療機関で個別接種ができることや、近所の方と乗り合わせるなど、地域や家族の協力によるものと考えております。なお、平日に限りますが、現在、巡回バスも試行運転してございますので、御活用いただければと思います。

次に、5点目の経済活動について、町内での消費を喚起し、経済を循環させる取組についてでございます。

大刀洗町では、町民の皆様暮らしを支え、新型コロナの影響で冷え込んだ地域経済を回していくため、500円の負担で1,000円の買い物ができるクーポン券を町民の皆様1人当たり10枚を各家庭に郵送するプレミアムクーポン券の取組を、昨年度に続き今年度も実施するとともに、商工会のくらし得々商品券では、例年プレミアム率10%、発行総額6,000万円を実施してきたところを、昨年度に続き今年度もプレミアム率20%、発行総額1億円に増額して実施できるよう、本議会に補正予算をお願いしているところでございます。

このほかにも、町内の事業者に対する支援として、ドライブスルーやテイクアウトを中心とした枝豆収穫祭の実施をはじめ、飲食店のテイクアウトを応援する「TOGOタチアライ」の取組や、町のお酒や農産物、食品加工品等を宅配した上で実施したオンラインの交流イベント「KANPAIタチアライ」、あるいはクラウドファンディングで実施をしましたドライブインシアターでの町内飲食店のグルメクーポン券の販売や、役場職員が町内飲食店にお弁当を注文して応援する「たちあランチデリバリー作戦」のほか、役場職員による母の日の花や切り花の注文などを通じた花卉農家支援や枝豆やトウモロコシをはじめとする旬の農産物の購入を通じた支援にもこれまで取り組んできたところでございます。

例えば、たちあランチデリバリー作戦では、これまでに3,000食を超えるお弁当を購入し、180万円を超える売上げで飲食店を応援してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問させていただきます。

まず、コロナウイルス感染症対策について、1点目と2点目についてお聞きしたいのですが、県内の市町村の状況を見ておきますと、町内の感染者を把握し、対応や感染者支援を目的として、市町村として県に対して必要な情報を求めるという動きもあるようですが、町としてはその辺に

ついてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 質問に御回答いたします。

先ほど、町長のほうからも答弁がございましたが、当初、県のほうにももう少し情報をいただきたいというところで、県のほうにも申入れを行いました。先ほど町長が答弁されたように、今現在、公表している情報以上のものは出せないというところがございますので、現在、県からの情報を皆さんに公表をしているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 答弁にもありましたように、特に若い方の感染が目立つ中で、対応や支援等を検討することが今必要と考えます。県内の自治体の状況等もよく連携しながら、必要な情報を県に対して求めていくよう要望するものです。

それから、3点目の社会的検査の拡充等についてですが、そもそも主に無症状の人を対象としての社会的検査やモニタリング検査、医療従事者の皆さんなどへの定期的なPCR検査などは、昨年の早い時期に政府の責任として行うべきものでした。しかし、厚生労働省はPCR検査をすれば感染者数が増えるという理屈でこれに反対し、結果として全国的な感染拡大を招いてしまいました。

他市町村の事例にもあるように、自治体独自の町内事業者などへの独自助成も行われていますので、先ほど、注視しながらという答えもありましたが、今後、政府にも感染対策の充実を求めつつ、町としても必要な支援を行っていただきたいと考えます。

それから、あと、社会的検査については、福岡県が高齢者施設等への社会的検査が行われておりますが、先月の報告値によると、社会的検査があまり福岡は伸びていないということで、52%という数字でありました。

こうしたことについても、やっぱり町内情報でありますから、提供を求めるとともに、感染防止等の、町内施設のこういう高齢者施設等への社会的検査の実施状況というのは町としては把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 高齢者施設の職員に対するPCR検査につきましては、県が行う事業でございまして、直接、高齢者施設等が県に申し込むものでございます。ですので、町のほうとしては把握をしていない状況でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町内の福祉施設ということで非常に重要なポジションでありますか

ら、こうした情報についても、提供をやはり市町村として求めるとともに、現場で様々な御意見があることも承知しておりますが、感染拡大防止と現場の皆さんの生命、健康を守る立場で検査の充実を図っていただきたいと思います。

また、ワクチン万能論ではなく、検査の拡充が今必要です。また、一方でワクチン接種を強制しない目配りも行政として必要と考えます。

4点目については、集団接種に関しては、答弁にもありましたような予約型バスの活用、平日においては、そういうものの町内の連携というもの、それから周知をぜひ関連づけていただきたいと思います。

それから、また、町でホームページの支援策等のまとめなどを拝見しておりますと、リンク切れが多々見受けられますので、素早い整理をお願いするところであります。

5点目、経済活動についてです。

町長が非常に昨年来、町内の経済の消費喚起ということに大変力を入れていただいていることについては、大いに感謝いたします。答弁いただいたとおり、コロナ禍でどう事業者さんを支援するかということですが、この点についても、国、県の制度が非常に煩雑で給付にも時間がかかると。先ほどと同様の問題が起きており、全国的にも小規模自治体での迅速な支援が評価されているところであります。

全国の事例を見ておりますと、近年、地域の多様な産業の振興のために、産業振興基本条例というものが多く制定されておまして、580市区町村ですので35%の制定率であります。この中に、いわゆる1つの縦線だけじゃなくて、産業経済団体、農業組合、商工会、事業協同組合、その他産業の振興に寄与する団体等を全てお集まりいただいて、町内の全体の振興、農商工業観光連携、それから分野間の連携、企業誘致の推進、雇用促進と、これにより農業も含めた会を立ち上げ、総合的に議論をする場を設けるということが、今広く行われています。

これは、コロナ禍において、様々な分野別の政策が行われている中で、こうした横の連携をつくって、6次産業化など付加価値を高める取組を展開しているところが多いとのことでもあります。

条例ですから、議会からの立案というのもできますが、ぜひ、行政としてもコロナ禍に鑑み、同様の事例の研究と策定に取り組んだらいかかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平山議員の御意見にお答えいたします。

地域における産業振興条例を検討できないかという御質問でございます。

地域産業振興条例については、農業のみならず、商工業、観光業、それから6次産業化等、地域における産業全般についての基本方針、それから施策の基本方向、自治体の責務、事業者、住民等の役割等、理念的な事項を中心として規定する条例だと承知しております。

現在のところ、産業振興については、例えば企業立地奨励条例であるとか個々の条例、計画等に沿って支援、振興を図っておるところでございます。早急に基本条例を策定するという予定はございませんけれども、先ほど、平山議員が申された各事業所の横の連携は、今後ともますます必要になってくると考えますので、調査、研究を進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについて、580市区町村が行っているということで、都市部の事例から町村部の事例まで多様な先進事例があります。この審議会を策定して、いろんな成果を出していらっしゃる、それから、ホームページでマルシェを立ち上げて町内の消費を喚起するといった、まさに大刀洗がこれまでいろいろ取り組んでいらっしゃったことが、やっぱり産業基本条例ということで一本化というか、基本の柱をつくることによって、様々な今まで築き上げてこられたものをより結びつけて、できるだけのやっぱりポテンシャルを大刀洗はお持ちだと思いますので、ぜひ今答弁にもありましたように、先進地事例も活用しながら御研究をいただきたいと思います。

また、町長におかれては、かねてから非常に内部循環経済ということについては、いろいろお調べになって一つの大きな柱としておるとお思いますので、これのさらに具体化というか、目指す上でもこれはぜひ御検討いただければと思います。

大きな2問目としましては、コロナ問題ですが、福岡県は県政として病床確保のクリア、それから、県の持続化緊急支援金や家賃支援金などが十分に使われることなく、大幅に減額修正がされています。県に対して医療体制の充実や支援制度の周知と活用、必要な情報の提供などを、私どもも県議団と連携して引き続き求めていきたいと思っておりますし、町も強く求めていきたいと思っております。

次に、大きな3点目です。

町内の小中学校でICT化の一環として、児童生徒向けパソコンが導入され、今後、オンラインの試行も実施されると聞いております。この分野においても、導入には政府の掛け声が先にあるので、現場のニーズや条件が整わないままの購入整備など、現場は大変御苦労なさっているのではないかと考えます。

質問として、第1にパソコンの導入とオンライン授業の実施について、現状と課題をお聞かせください。

第2に、今後、気温が上昇し、体調管理の点からも、学校及び通学時におけるマスク着用についての方針をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、教育についての2点にわたる御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の児童生徒向けパソコンの導入とオンライン授業の実施について、現状と課題はということでございます。

御承知のように、4月から1人1台パソコンが使用できる環境が整いまして、授業でドリルを使用するなど、オンライン授業の前提が整ったというふうに思っております。本来であれば、PTA総会等、保護者が集まる機会に、直接家庭での使用について説明を行う予定でしたけれども、コロナウイルスの感染者が増加し、緊急事態宣言が出されたこともあり、書面にて配布しているところであります。

中学につきましては、生徒自身が家庭でも使用することができますので、現在まで3回ほどの持ち帰り、試しをしております。ミーティング機能でクラス全員で会話したり、オンライン家庭訪問を実施しておりますけれども、現在のところ、オンライン授業とまでは実施できておりません。

課題につきましては、Wi-Fi環境がない家庭が中学校でも数件あるということでして、その子たちはオンライン環境のある学校に残って授業を受けているところです。小学校も同様の状況かと思っております。

今後、一斉授業を行う際には、オンライン授業も必要になるとは思いますけれども、文部科学省から臨時休業の判断については、児童生徒の学びの保障や心身の影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等、慎重に検討する必要があること、現時点で家庭内感染が大部分であるということ踏まえまして、一斉の臨時休業は避けるべきだと考えられていますので、すぐにオンライン授業を一斉に行うという予定はございません。当面、学校においては、対面授業とどのような形でベストミックスを図るかということで、今、検討をしているところでございます。

次に、2点目の学校及び通学時におけるマスク着用についての方針はについて答弁いたします。

学校教育活動については、身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用すべきと考えられており、十分な身体的距離が確保できる場合はマスクの着用は必要ないというふうに示されております。また、気温や湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあることから、命に関わる危険があるため、熱中症への対応を優先させているところでございます。

また、通学時につきましては、暑い日にはマスクをつけずに2メートルの距離を取って、話したりせずに登下校するように指導しております。マスク着用時に暑さで息苦しいと感じたときなどは、マスクを外したり、一時的に片耳にかけて呼吸したりすることも指導しているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、再質問させていただきます。

1点目については、すいません、ネットワーク環境未整備家庭についての支援や対応と。今、お聞きした感じでは学校への通学ということになる。それから、持ち帰り不同意等の家庭もあるかと思えます。それについて、対応についていま一度お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） ネットワーク環境についての御質問ですが、こちらのほうは、中学校におきましては、大体件数で言えば、3件ほどのネットワークがない家庭がございます。小学校については全体的にいけますと95%の家庭にはWi-Fi環境があり、5%の家庭にはないという形になっております。

こちらのほうは、昨年度、コロナウイルス関連の補助金等を使いまして、校区センター、学童等、ドリームセンター、中央公民館にもWi-Fi環境を整えておりますので、そういったところも含めて御活用いただければと思っております。

あと、もう1点は何でしたっけ。

不同意、持ち帰りにつきましては、保護者のほうに今同意を取っているところです。中学校のほうはほぼ同意いただいているんですけども、小学校については、学校ごとで今集計しているところですので、全員が提出されているというわけでもありませんし、今途中という形になっております。

ただ、やはりそういった家に持ち帰って壊したりということを心配されて同意されていない保護者の方がいらっしゃるのも事実です。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。

ネットワーク基盤の整備自体ということについては、私も否定しませんし、コロナ禍での多様な教育手段の検討というの必要なことと思います。しかし、やはりここでも問題は、GIGAスクール構想というのが財界や経済産業省といった利益追求の分野が深く関わっているのではないかと思います。やはり、友達や教師、先生方と様々関わりながら成長していくのが子供たちだと思います。また、生きる力や確かな学力を育てるのが情報活用能力とも思えません。

ICTの活用は、答弁にもありましたが、慎重に、限定的に行うように改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） GIGAのスクール構想はもう随分前から構想されていたことでありま

して、何も今さらということなんですけれども、予算がなかなかつかないということで、流れ流れてきて今日になったと、まずその前提がございます。

そして、PISAテスト等が国際教育比較等のテストにつきましても、コンピューターで答えるといったような問題も出てきておまして、この点について、非常に日本は遅れているという実態もございます。様々なそのような問題でスクールが始まったわけですが、我々としては、一番私が今心配しているのは、導入されたらすぐにオンライン授業だというそちらのほうに話がどうも持っていかれて、ある自治体などは校長がそれに対して難しいですねと言ったら、やめてしまえと言った人がいるといったようなことも出てまいりまして、非常に困った状況だと思っています。

基本は、オンライン授業ではなくて、学校の中で子供たちが意欲的に多面的な授業を学習をするためにどのように使うかと、道具の一つとして位置づけることが必要だと私は思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） よく承知しております。

もう一つは、2問目にありますが、これについてもマスク着用について残念な事故がございました。それで、外してもいいですよという選択肢を子供に与えても、小学生、特に低、中学年に対しては適切な判断ができないという場合があり得るのではないかと思います。特に、これから気温が上がってくると。体育、通学時など特によく考えていただきたいんですが、もう少し現場に対して管理はしていただけているとは思いますが、もう一つ指導のちょっともう一步の充実というのをお願いしたいんですが、その辺いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） マスクの着用、熱中症等に伴ってという形で、子供たちの命に関わることはありますので、十分に気をつけるように、また、平山議員の奥さんが行かれています大堰小学校の下校時を見ましても、一旦、暑い日はその場に下校する前に並ばせて、一回マスクを外させて、暑かったらそのままいいよという形での下校をさせたりと工夫はしております。十分に熱中症対策をしながら学校生活を送らせていきたいと思っています。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、最後になりますが、るる最初から小泉構造改革に始まるここ20年ほどの公務の削減というものを取り上げてまいりましたが、現在、政府が進めるデジタル化等もまた地方自治体が持つ情報を企業利益の源泉として吸い上げ、利用しようとする狙いではないでしょうか。政府が地方自治体の個人情報保護条例を敵視していると言って過言ではないと

思います。

こうした手法には、住民の権利や情報、地方自治を守る立場から厳しく反対するとともに、町として法を超える推進や強制を伴わないよう、強く求めるものであります。自衛隊名簿等の提供も個人情報保護の観点から検討されるべきものと思います。

いずれにしても、政府の方針で市町村に多くの負担や不要不急の事業がのしかかる中、法律上やむを得ない事業は実施しつつ、必要な人員は増員し、小規模単独の自治体の利点を生かし、住民や議会ともよく協議しながら、今後も迅速できめ細やかな施策を実施してほしい、このことを強く申し上げて質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後2時54分
